

LIBRA

合併号

2022年7・8月号

〈特集〉

インハウスローヤーの実態と 外部弁護士との関係

〈インタビュー〉

東京弁護士会前年度会長 矢吹公敏会員

〈クローズアップ〉

2022年度 定期総会





心の開放！

コロナ禍の閉そく感，仕事上のストレス，この雄大な景色を見ながら，それらすべてを洗い流せる，そんな場所，ここは千畳敷カールです。

会員 柴垣 明彦 (44期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2022年7・8月合併号

特集

02 インハウスの実態と外部弁護士との関係

- 1 はじめに 高橋梨紗
- 2 インハウスの増加
- 3 インハウスの実態
- 4 外部弁護士とインハウスの関係

インタビュー

16 東京弁護士会 前年度会長 矢吹公敏 会員

クローズアップ

20 2022年度 定期総会

ニュース&トピックス

- 24 ・大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との2021年度意見交換会報告
・公開学習会「共に考えよう！ 高齢化社会のセクシュアル・マイノリティ～他人事ではない介護・相続問題～」実施報告

連載等

- 27 理事者室から：合言葉は持続可能性！ 寺町東子
- 28 常議員会報告（2022年度 第2回）
- 30 親子法改正要綱の解説
第3回 嫡出推定の見直し及び再婚禁止期間の廃止 大寄康弘・横山宗祐
- 31 人権問題最前線
第10回 単独室の中でも、同性愛の雑誌は読めないの？
— 刑事施設内の性的マイノリティの人権問題 小塚陽子
- 32 シリーズ・民事訴訟記録を永久保存に！
第4回 オウム真理教の破産記録の保存について 中村裕二
- 33 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第8回 刑事弁護人制度と治罪法 堂野達之
- 35 新型コロナウイルスのもとで Part2～こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)～
vol.10 新型コロナウイルス禍における消費者教育 北原 尚
- 36 東京弁護士会の「同好会制度」
vol.3 「将棋会」のご案内 中嶋 翼
- 38 わたしの修習時代：一度は体験したい修習生活 40期 高須順一
- 39 73期リレーエッセイ：意見陳述という原点 松田亘平
- 40 心に残る映画：『コーチ・カーター』 飯嶋太郎
- 41 コーヒーブレイク：波乗りのススメ 高山聡一郎
- 42 会長声明
- 48 インフォメーション

インハウスローヤーの実態と外部弁護士との関係

インハウスローヤー（以下「インハウス」といいます）が増えている昨今、インハウスの実態に関心のある会員やインハウスと関わる会員も増えていると考えられます。そこで、今月号の特集では、当会の弁護士業務改革委員会インハウス部会の委員の皆様、インハウスの増加の経緯と実態を概説いただくとともに、外部弁護士との関わり方についてもご解説いただきました。インハウスに関心のある会員、外部弁護士としてインハウスと関わりうる会員をはじめとする会員の皆様にご一読いただければ幸いです。

LIBRA 編集会議 木村 容子

CONTENTS

1 はじめに	2頁
2 インハウスの増加	3頁
3 インハウスの実態	4頁
4 外部弁護士とインハウスの関係	9頁
コラム：弁護士業務改革委員会インハウス部会の紹介と今後について	14頁

1

はじめに

弁護士業務改革委員会 副委員長（インハウス部会担当） **高橋 梨紗** (67期)

日本組織内弁護士協会（以下「JILA」という）によれば、2021年6月時点の当会の登録弁護士数8,792名のうち944名が企業内弁護士（以下「インハウス」という）であり、会員の10%以上を占めている*1。大企業はもちろん、中小企業や学校法人、医療機関にもインハウスが在籍する例も見受けられ

るようになってきており、一方で、リーガルテックの導入や法務情報のデジタル化・コモディティ化が進み、企業側の法務リテラシーが従前より高まり、企業が法律事務所へ依頼する内容もそれに応じて変容してきているように思われる。

本特集においては、東京弁護士会弁護士業務改

* 1 : <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf> 参照

革委員会インハウス部会（以下「業革インハウス部会」という）所属会員より、未だ一般会員にはよく知られていないであろうインハウスの業務内容の一端やその多様性について、また、インハウスが所属するような法務部門を強化している企業において、法律事務所に所属する弁護士（以下「外部弁護士」という）をどのように選び活用しているのかについて紹介したい。そのような企業から信頼され依頼される外部弁護士について、参考になる視点を提供できれば幸いである。

なお、業革インハウス部会には、金融・保険・通信・メーカー・コンサル・エンタメ等々、様々な産業分野

の現役・元インハウスが多数所属しており、20名を超える者が本執筆に具体的に携わっている。また、外部弁護士にとって有用な内容となるよう、業革インハウス部会に所属する外部弁護士などの意見も踏まえながら執筆している。

以下、各項目において構成担当者を記載しているが、内容については各弁護士個人や単独の企業の見解・知見のみに基づくものではなく、業革インハウス部会における意見交換の結果を取りまとめたものである。所属企業との関係で執筆者として氏名を公表できない者が多いが、その点についてはご容赦いただきたい。

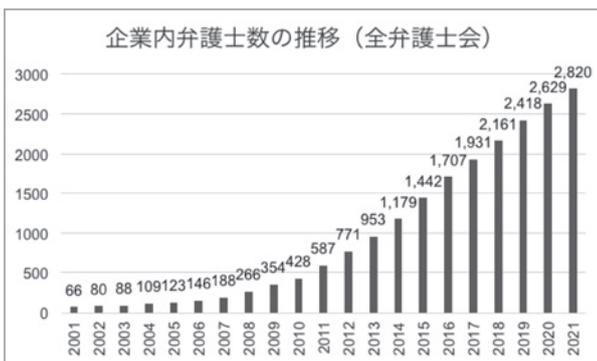
2 インハウスの増加

〈構成担当者〉

弁護士業務改革委員会 インハウス部会

副委員長 内野 真一 (57期) 幹事 三澤 充 (58期) 副委員長 高橋 梨紗 (67期)

(1) 人数の増加と業界分布



* 以下のJILAウェブサイト掲載のデータを元に作成
<https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf>

上の図は、2001年から昨年までの、全弁護士会における企業内弁護士数の推移を示したものである。この統計によれば、インハウスの人数は増加の一途をたどっており、この傾向は、東京だけに留まらず、

全国的な傾向としてみられることが分かる。

2001年当時、インハウスは全国で66名しか把握されておらず、所属先のほとんどが外資系企業（特に証券会社）であった。その後も約10年間は、インハウス採用人数上位（20位まで）は外資系企業（投資銀行、保険会社等を含む）で多く占められていた。

2010年頃、日系企業がインハウス採用人数上位企業及び雇用総数で外資系を上回り、銀行、証券会社、商社、IT、通信、製薬、保険、大手メーカーなどが採用人数上位企業に名を連ねるようになった。ここ数年においても、採用する企業の産業分野としては大きな変動はないように思われるが、製造業、サービス業、卸売・小売業における採用数が徐々に増えている*2*3。

なお、採用数トップの企業は、インハウスを40名

* 2 : https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/jfba_info/statistics/data/white_paper/2010/3-3_kigyonai_gyoshu_2010.pdf 参照

* 3 : <https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/document/statistics/2021/4-3.pdf> 参照

以上採用するに至っており、同一企業内に多数のインハウスを擁する企業も多くなってきている*4。

(2) 修習期別

2001年当時、インハウスを修習期別にみると、40期代が最も多く*5、法律事務所での経験を積んだ弁護士のインハウスとしての中途採用が多い傾向にあった。これは、上記(1)で記した通り、インハウスの採用上位企業が外資系企業であったこととも関連しているように思われる。その後、日系企業においてインハウスの採用人数が増えるに伴って、新卒採用（修習終了後法律事務所での勤務を経るこ

となく弁護士資格を持つ者として企業に就職することを指す）や第二新卒的な弁護士（登録5年以内の弁護士）の採用も徐々に増えていった。この増加の背景としては、60期代前半の弁護士らが、弁護士としての新しいキャリアを開拓したという点を挙げるができるが、加えて、2000年代・2010年代の日系企業においては、中途採用が頻繁に行われたとは一般的には考えにくいことから、当該企業の文化に馴染みやすいと企業が判断した若手弁護士を新卒又は第二新卒として採用する傾向であったと考えられることや、給与面の観点からベテラン弁護士を採用することが困難であったという点も考えられる。

* 4 : <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/company.pdf> 参照

* 5 : <https://jila.jp/wp/wp-content/themes/jila/pdf/transition.pdf> 参照

3 インハウスの実態

〈構成担当者〉

弁護士業務改革委員会 インハウス部会

委員 瀧上 祐明 (65期) 委員 河野 大輔 (66期) 幹事 谷田 和樹 (66期)

委員 林 未奈子 (67期) 幹事 福永 誠 (70期) 委員 澤本 麻莉絵 (71期)

(1) インハウスの多様性

ア 会社の業種による多様性

まず、業種が規制業か否かによってそもそも法務部門に要求される機能が大きく異なる。銀行や保険会社のような金融機関や薬剤関係は規制業であり、製品やサービスの提供が法令に違反していないかが直結する。そのため、依頼部門から求められる法務としての機能も法令に違反するか否かが第一に求められることであり、コメントにあたって法令を根拠として示す、文章で詳述するといった回答が適切とされる。また、そのような回答方法をとったとしてもビジネス側も法律に詳しいことが多く、内容を理解できるだけの受け皿があるといえる。

一方で、製造業、小売業、サービス業であれば、規制業ではないため、製品やサービスの内容自体は

比較的自由度が高く、それゆえの難しさがあると言われている。ビジネスが法務に求めるのは「No」のコメントではなく、「ビジネスがやりたいことをするために何が必要か」である。求められるのは法律に詳しくない人にも伝わる簡易な説明や身近な具体例、場合によってはビジュアルを駆使したコミュニケーションスタイルであり、「過去の裁判例では〇〇である」といった回答はかえって嫌われるのである。

また、外資系の会社であるのか、日系の会社であるのかも大きく業務に影響する。外資系＝英語が必要、という短絡的なものではなく、法制度の違いや企業文化の違いから求められる法務の機能は会社によって異なる。グローバルカンパニーといわれる会社の場合、親会社が日本にあって各国の関連会社を統率する立場にあるのと、親会社がアメリカ等の海外に

あり日本が子会社の立場から親会社へレポートをする形式である場合とではコミュニケーションスタイルも会社の方針決定も異なり、やはり法務部に期待する業務内容が変わってくることとなる。

イ 職位による多様性

職位によって得られる給与が異なるのと同様に、当然求められる機能も異なる。以下、大まかに新卒の若手といったジュニア層、プロパー社員（新卒からのえぬき社員）や中途採用者からなる中堅層、役員や法務部長等のベテラン層に分けて詳述する。

まず、新卒や若手の事務所経験者（特に企業法務を経験していない弁護士）の場合、実務経験は無い場合が多く即戦力にはなりにくいいため、真っ先に求められるのは各所属組織のビジネス理解である。日系の新卒採用であれば、他部署の新卒社員と同時期に研修に参加できる場合もあるが、法的アドバイスの大前提となるビジネスの仕組み、組織内における決裁プロセス等、社会人として必要なノウハウの習得が求められる。この期間に適切なトレーニングを受けられた法務部員は、その後提供できる法的サービスがよりビジネスのニーズに即すものとなり、提供できる法的機能が向上することになる。

次に、役員や法務部長として職務にあたる場合がある。会社にとっては最後の法的「砦」であり、頼れるビジネスパートナーとしての役割が重視される。単なる法的機能の提供にとどまらず、各部署との関係性の構築、会社全体の舵取りへのアドバイス等、求められる業務は幅広く、より「正解のない」エリアが多くなっていく。

最後に、もっとも層が厚い中堅層がある。一概に何年目からがこの中堅層となるかを定めることは難しいが、法律事務所でいえば、ベテランのアソシエイト弁護士や、新しいパートナー弁護士をイメージしてもらえればよいと思われる。この中堅層については、求められるのは実務経験をベースにした法的機能の提供であり、ジュニア層より専門性の高い法的機能が求められていることは言うまでもない。また、中堅というポジション上、ジュニア層の教育や

組織の活性化など、部門の運営に関するスキルも必要とされる。弁護士の資格があることのみで管理職に昇進できることは基本的にはなく、また、特に日系の大手企業については、年功序列の風潮もあり、資格の有無ではなく、年齢や勤続年数によって、管理職に昇進する企業が、中小企業や外資系の会社に比較して多いように思われる。

ウ 担当業務

大きな組織になればなるほど分業化が進んでいる。多くの企業は法務部門とコンプライアンス部門を分けていることが多い。また、これらに加えて、企業によっては知的財産部門がある、総務部の一部に法務部が吸収されている、といった企業もあろう。さらに法務部門の中でも分業がなされていることも多く、国内取引と海外取引、B to BとB to C、契約法務とガバナンス法務で分けていることもある。そのため、分業されている企業におけるインハウスは、ある分野において専門性を持つ傾向にある。

一方で、中小企業では一人法務であることも多く、上記のような業務を一人で担当することになる。このような一人法務におけるインハウスは、企業法務について、自身で一通り担当することができるが、効率性が求められる。

エ 小括

以上の通り、インハウスの業務は多岐かつ一括りにできないのが実態であり、唯一共通することは「インハウスは会社のための法的機能を担っている」という点くらいではないだろうか。

なお、本章をご一読いただいた方はご理解いただけたと思うが、事務所で働く弁護士も、事務所の大きさ、事務所の取り扱い業務、事務所内での年次等によって多種多様なと同様にインハウスも一括りにできない。転職希望者のコメントとしてよく挙げられる「インハウスに転職したら『9時～5時勤務』ができる」というのは都市伝説に過ぎない点、申し添えることとする。

(2) インハウスの多面性

インハウスは、会社に属して業務を行うことから、外部弁護士とは異なる次のような面を有している。

ア 異動・転勤

インハウスといえども、会社の従業員である以上、会社に複数の部門や複数の事業所が存在する場合、異動・転勤が発生しうる。会社が日系企業か外資系企業か、新卒で入社したか途中で入社したか、正社員かそうではないかなどのケースによっても異なるが、とりわけ、日系企業で正社員として雇用されているのであれば、その可能性は一定程度存在する。

通常インハウスは、法務業務を行うことを前提として会社に採用され、入社後は、本社の法務部門において業務を行うことが多い（ただし、入社後すぐは研修等の目的で、他部門で勤務するケースもある）。

しかしながら会社によっては、自社の方針、例えばその後の会社内でのキャリアを見据えて、ジョブローテーションとして他の部門や勤務地へ異動・転勤させることがある。法務部門からの異動の場合、同じ管理部門である人事や財務、内部統制といった部門への異動もあるが、場合によっては営業や開発といった部門への異動の可能性もありうる。他の部門での勤務となる場合、弁護士としての要素は希薄になり、しかも法務業務からは一定期間離れることになる。

法務業務をやることを前提として会社に入った者にとっては、このような異動・転勤は悩ましいところではある。このことが転職を考えるきっかけともなりうる。ただ、契約書のチェック等を依頼してくれる他部門の普段の業務を経験でき、その仕組みを知ることができるという意味では、後に法務部門に戻ってきたときに役立つという面もある。また、例えば海外に事業所がある会社であれば、その地での法務業務は大いに学びを得られる機会となるだろう。さらに、将来的に経営層を目指すのであれば、他部門や勤務地の様子を知っておくことはプラスに

なろう。

なお、海外という観点では、会社によっては海外留学の制度を設けているところもある。業務分野に関連する専門的な学習の機会を得られる一方で、費用が会社負担となることから会社としては現在の所属先への長期間の勤務を期待することになる。

イ 社内交渉・社内政治

インハウスの業務は、日常的な契約書の審査依頼や法律相談であれば、ビジネス内容を理解した上での法的観点からの検討結果・代替案を社内依頼元担当者に回答すれば足りる。しかし、訴訟等の紛争対応やM&A等のプロジェクト案件となると、単に聞かれたことに答えるだけではなく、実際に会社のある方向に動かすことが求められる。そのため、接しなければならない相手、働きかけを行わなければならない相手も多岐にわたる。そして、そのような場面で活躍するためには、インハウスには法律家としての能力にとどまらず、ビジネスパーソンとしてのコミュニケーション能力、プレゼン能力、プロジェクトマネジメント能力も求められる。

例えば、ある訴訟事案があったとして、会社としてこのまま訴訟手続を進めるのか和解に持ち込むのかという決断が必要な場面がある。このような訴訟事案は、通常は法務部があれば法務部が主導し、外部弁護士と協力して対応していくことになるだろう。しかし、たとえ法務部が今和解で訴訟を終了させてしまうことが会社にとって適切であると考えたとしても、会社としての重要な判断（和解するかどうか。するとすればいくらの金額で和解するか）は経営者（代表者）が行うものであるため、その決定権者が決定を下すために必要な説明をする必要がある。その際には、法律論的な状況を説明するだけでは足りず、訴訟を継続した場合の勝敗結果の見込みや、各シナリオ（勝訴、一部敗訴、敗訴、和解等）ごとの対応が必要な期間やコストの見込み、なぜその金額での和解が会社にとって妥当なのかといったことを、多忙かつ法律の素人である経営者が理解できるように、正確かつ簡潔にプレゼンをしな

なければならない。そのプレゼンは、法的観点からの精緻さというよりは、「要は何なの?」という経営者の疑問に直接的に答えるようなものでなければならない。しかも、このような説明が必要な相手方が、最終決定権者一人で良いということは通常はなく、事案の規模等にもよるが、ビジネス部門、品質保証部門、経理部門、経営企画部門、そして海外事案であればグループ会社管理部門の各トップに及ぶこともある。

よって、インハウスとしては、法律家としての能力だけではなく、社内の最終決定権者は誰か、説明が必要な部門はどこか、どのような説明や情報を提供すれば会社として意思決定をして事を進められるのかといったことを適時に判断しつつ、裁判所や和解交渉の相手方から設定された期限内に都度対応していくという、ビジネス上のコミュニケーション能力、プレゼン能力、プロジェクトマネジメント能力も求められる。このような具体的な動き、社内への働きかけができなければ、「インハウスは口だけ」という評価となりかねず、ひいては「使えない法務部」として法務部門自体の立場も低いものになってしまうだろう。

次に、M&A等のプロジェクト案件への対応について取り上げる。このようなプロジェクト案件は、社内では法務だけでなく事業企画、財務、人事、IT等の部門がチームとなって対応し、事業企画・経営企画等の部門が主導するのが通常であろう。法務の役割は、法的観点からの検討、外部弁護士事務所との連携、外部弁護士の成果物（契約書等法的文書のドラフト、法的論点の説明等）のチェック等である。外部弁護士事務所との連携に当たっては、社内関係者との間に入って会社の要望事項を正確に外部弁護士に伝えて適切な成果物を作ってもらえるように対応することに加え、何を外部弁護士に相談するのかという相談事項・論点の仕分け作業をすることも期待されている。これは、一定規模以上のプロジェクトに対応する外部弁護士は通常タイムチャージで請求してくるので、会社としての費用抑制の観点からも重要な役割である。

しかし、このような対応において、社内で難しい調整や軋轢が生じることがある。例えば、事業企画等の担当者（たいてい予算元部署だったりする）が、明らかにピントがずれている（よって、そのポイントを取り上げては外部弁護士との会議が無駄に長くなり費用も無駄に発生する）ような質問をしたり、重要でない割に対応に手間がかかるような成果物の発注を希望したりする場合もある。そのような場合においては、インハウスとしては外部弁護士への質問・依頼事項から排除したいところである。しかし、一定の専門家だと自負する社内担当者に対し、「あなたの質問事項はピントがずれてるし、今弁護士さんへ依頼するのは必須ではないのでは」という趣旨の話を持ちかけることは非常にストレスフルな対応である。しかし、そこで対応を敬遠したり、投げやりになったりしてしまえば、インハウス、ひいては法務部門として存在価値が無いことになってしまう。

このような場面を考慮してか、中には、外部弁護士との会議から事業企画部等を排除して、法務だけで対応する会社もあるようだ。個々の会社の状況次第ではあるかもしれないが、そのようなやり方は基本的には上手く行かないだろう。なぜなら、ビジネス背景や事業方針そのものはインハウス・法務担当者からではなく、事業企画等のビジネス側の担当者から直接話した方が、外部弁護士も適切な対応を効率的に実施できるはずだからである。

やはり、上記のようなストレスフルな社内対応もインハウスに求められている業務であり、そのためのコミュニケーション能力が求められていると考えべきであろう。

(3) インハウスって面白い?

ア インハウスなりの面白さ

インハウスの特徴は、法律の専門家であると同時に、組織の一員であり、当事者である点にある。一口にインハウスといっても、属する組織によっても、組織の内部での立場によってもその役割は千差万別であろうが、このようなインハウスの特徴から、

一般的にインハウスには次のような面白さがあると考える。

インハウスは、依頼部門から相談があった際、単に法的なリスクや考えを述べるだけでなく、組織としてどうすべきか、というところまで考えることができる。最終的な判断を下すのは依頼部門等になることもあるが、法的判断にとどまらず、経営判断というべき領域にまで一步踏み込んで考えることができるというところがインハウスの面白さだと思う。

また、組織内にいることで、案件の初期段階から関わり、その行く末まで知ることができるというのも面白さの一つである。やはり、組織内にいることで、依頼部門が相談する際のハードルは外部弁護士に相談する際のそれに比べて格段に低い。初期の段階から関与し、時には依頼部門と共に悩み問題を解決してきた案件が世に出たときの喜びを味わえるのはインハウスならではの面白さだろう。外部弁護士は案件に断片的に関わることも少なくないが、ここは大きな違いの一つである。

組織内にいることで、いろいろな部門のメンバーと日常的に接することができるというのも面白さの一つである。組織内に、事業部門、営業部門、生産部門（工場）、研究所、管理部門（人事、財務、経理等）等、いろいろな部署のメンバーがおり、同じ案件で連携する際も、部門ごとに考え方は多種多様である。同じ組織内にいることで、部門ごとの本音での考え方に触れ、いろいろな視点があることに気付かされるのは面白いことである。

さらに、組織内にいることで、組織内でどのように業務が進み、どのような資料が作成されるかを知っていることも大きい。例えば訴訟について、代理人は外部弁護士に依頼することが多いが、インハウスとして訴訟での争点は何かを考えた上で、「あの部署のあの資料にこういう記載があるかもしれない」などとあたりをつけて証拠を収集することができる。このような場面は、訴訟についての専門知識と組織内の事情をよく知るインハウスの特性を活かせる場面であり、やりがいを感じている。

インハウスが生み出せる固有の価値

前述のとおり、インハウスは、法律の専門家であると同時に、当事者たる組織の一員である。そのため、インハウスには、単に法的なリスクや考えを第三者的に述べるのではなく、当事者としてどうしたいか、事業上の必要性はどれだけあるか、法的なリスクをどう評価すべきか（絶対にとれないリスクなのか、リスクを軽減する対策を講じれば許容されるリスクなのか）という点などを総合的に考慮しつつ、依頼部門に寄り添って共に考えることが求められる。いうまでもなく、組織の従業員は当事者ではあるが法律の専門家ではないし、外部弁護士は法律の専門家ではあるが当事者ではない。法律の専門家でありながら当事者の立場で判断を下せるという点は、インハウスが生み出せる固有の価値であろう。

また、依頼部門にとって身近な存在であることにより生み出せる価値もある。依頼部門が気軽に、早い段階から相談することにより、案件が早期から、また終結するまで常時法的な観点からの検討がなされることになる。それにより、案件の法的リスクの軽減や、紛争化を防ぐことに寄与している。

組織内の事情をよく知っているということにより生み出せる価値もある。外部弁護士に依頼する案件であっても、インハウスが組織内にいなければ気付かないであろう視点と法的な観点の双方を持って、外部弁護士に情報提供をすることで、案件の解決に寄与するという場面もある。

さらに、インハウスは、組織の一員であり当事者であると同時に、社会正義の実現を使命とする弁護士であることから、不正に対しては内部から歯止めをかけることが期待され、組織が望ましくない方向に進もうとするときにはそれを止めることのできる「最後の砦」となっている。

組織にESG経営が社会的に要請される世の中の流れから、組織が組織内で弁護士を雇用していること自体が、組織のレピュテーションに貢献しているという側面もある。

〈構成担当者〉

弁護士業務改革委員会 インハウス部会

幹事 青井 慎一 (57期) 委員 鈴木 剛大 (66期) 委員 林 かすみ (66期)
 委員 張谷 俊一郎 (66期) 委員 塚本 七瀬 (71期) 幹事 新田 菜都美 (73期)

外部弁護士とインハウスの関係については、外部弁護士からは、インハウスが仕事を奪っているのではないか、という見方があり得る。また、外部弁護士としては、インハウスが所属している企業からどのようにすれば依頼を受けることができるのか、インハウスの外部弁護士に対する期待としてはどのようなものがあるのか、という点について関心もあるのではないと思われる。

そこで、以下これらの点について、インハウスからの視点で説明する。

(1) インハウスが増えたら、外部弁護士の仕事は増えるのか、減るのか

本特集1で述べたとおり、インハウスは近年、増加傾向にあるところ、この増加傾向にともない、法務関連業務についてかなりの部分が企業で内製化され、外部弁護士に依頼される業務が減少するのではないか、という見方もあり得るところである。

確かに、一部の企業では多くのインハウスを採用し、さらには、企業法務に関する相応のアドバイス経験を有する弁護士を採用する企業も増加しており、こうした企業においては、当該企業において対応が必要な法務について、かなりの割合をインハウスが処理することは可能であると考えられ、実際にインハウスにおいて処理されていると見込まれる。

また、例えば秘密保持契約書等、比較的定型的な契約書、簡易で定型的な訴訟（債権回収を含む）についてはインハウスにおいて対応が可能な場合が多く、内製化が可能であるといえる。かかる観点から言えば、比較的定型的な契約書のレビューや、定型的な訴訟を顧問事務所に依頼することの多い企業にインハウスが入社した場合、外部弁護士の仕事は減ることとなるといわざるを得ない。

しかし、インハウスが企業に所属することで、外部弁護士が受ける当該企業からの仕事が減る一方ではない。実際、インハウスが企業内の全ての法分野について専門性を有するということはありません。また、特に最先端の法分野や法改正が頻繁な分野についてインハウスが熟知し、企業内のみで対応することは不可能又は困難と考えられる。また、IT訴訟、知財訴訟などの複雑な訴訟、M&A等組織再編などの案件についても、インハウスでの内製の対応は困難であると考えられる。

このため、こうした分野については、インハウスが多い企業でも、外部弁護士に対してアドバイスを求めることとなる。加えて、インハウスは日常的に多様かつ迅速な対応を企業内で求められることが一般であり、仮に問題が専門的なものではなく一般的な内容でも、インハウス側のリソースの限界から、社内で求められる緻密な検討をインハウスのみで行うことが難しい場合がある。このような場合に、インハウスが対応困難な状況をサポートし、精緻な対応を行う、という面でも外部弁護士のニーズはありと考えられる。

さらに、ある案件について、インハウスが企業に参加する前には気付くことがなかったであろう法的問題点で、本来、法的に対応しなければならなかったものがある、というような事態が往々にしてあり、こうした企業にインハウスが参加し、こうした問題にインハウスが気付くことによって、企業内で対処すべき法律業務は拡大する傾向にある。ただ、前述のとおり、全ての法律業務をインハウスで対応することは困難であるため、インハウスの増加によって、外部弁護士に依頼される業務量がかえって増えているという見方が大勢である。

また、業務の量ではなく質に関するものであるが、

法務対応の場面では、インハウスは事業部門のいわば通訳の役割を果たす場合が多い。具体的には、インハウスが、事業部門から寄せられた法律上の問題点について外部弁護士に対する依頼をサポートすることにより、外部弁護士への依頼内容がより明確化・高度化することがありうる。インハウスが事業部門の要望を的確に掬い上げ、外部弁護士に対して当該要望の実現に向けた現実的な回答を求めることもあれば、経営層への説得を見据えて回答に幅を持たせるよう指定し、または代替案の提示を求めることもありうる。このようにインハウスが企業の事業部門と外部弁護士の間に入ることは、外部弁護士において、企業が解決したい問題が必ずしも明らかにならないままアドバイスを求められるという事態や、外部弁護士の時間や労力の無駄遣いといった状況の緩和・減少に資するともいえる。

以上のように、インハウスが増えることと外部弁護士の仕事の総量の増減は、インハウスの入社する当該企業が従前から顧問事務所へどのような依頼をしていたかによって変わりうるため一概に断ずることは難しい。専門的分野の対応や依頼内容の変化など、外部弁護士の仕事の質が変化するという表現が適切ではないだろうか。

(2) 外部弁護士に期待すること

ア 期待する事項

インハウスから外部弁護士に期待・要望する内容としては、実務的なポイントとなるが、まず、外部弁護士による調査や回答にかかる時間をあらかじめ提示してほしい、という意見が多い。外部弁護士側の所要期間が把握できれば、ビジネス上の理由で対応を急いでいる企業側のスケジュールもたてやすく、依頼者である企業及びそのインハウスとしても非常に助かるものとする。多くの外部弁護士が、所要期間について正確に回答しているが、所要期間についてルーズな傾向がある外部弁護士がごくまれに存在し、こうした所要期間の経過が企業において大きな悪影響になりうることについては外部弁護士においても意識すべき点ではないかと考える。また同じ

案件でも作業過程において先に提示した期限内での対応が困難となった場合には、その旨を適時に連絡してもらえ外部弁護士や、回答期限以前に、予定しているアドバイスの概要・方向性や、依頼事項の一部や重要な点を共有いただける外部弁護士の存在は大変に貴重である。

次に、単なる法理論に終始せず、具体的かつ実際的な回答やアドバイスの提供が期待されていることが挙げられる。インハウスが外部弁護士に意見書の作成やリサーチを依頼した場合、正確な法律説明を担保するためと思われるが、外部弁護士が意見書やリサーチ回答の冒頭に長文の法律説明を展開し、その結果として非常に長文の内容となるケースが見受けられる。確かに、(インハウスを含む)一般の法律家にとって知見の乏しい領域・分野については、まず前提となる法律説明から詳細に解説・説明することが望ましいこともある。しかし、依頼者が企業の法務部門ないしインハウスで、一般的な法律分野について相当の知見を有する場合は、前提となる法律の説明は、ある程度簡潔な内容に留めておく、あるいは前提部分は大胆に省いてしまっても、論点から直ちに検討に入ったほうが、外部弁護士・インハウスの相互の理解共有及びそれに伴う事案対応の迅速化が可能となり、より望ましいといえる。また、過度に前提部分の解説が長い場合には、企業側としては、外部弁護士の前提部分に関する対応のための弁護士報酬について不満が生じる場合がある。企業側としては、前提部分の説明よりも、論点についていかなる対応をとるべきなのかという観点からの外部弁護士からの意見が貴重である。

また、近時、企業によるM&Aや新規事業への進出等のプロジェクト等において、国内外の規制当局対応が必要となる事例が増加しており、このような事例では、インハウスの対応・判断によらず、規制法令・当局対応に詳しい外部弁護士にアドバイスを求めるのが一般である。ところが、外部弁護士に相談したとしても、「もしこういう考えを当局がとった場合には、一般的にはこのような内容のリスクが想定される」といった程度の回答しか示されないこ

とがある。企業及びそのインハウスとしては、外部弁護士にアドバイスを求める前に、リスクがあることをすでに認識しており、その上でそのリスクがどの程度のものであるか、また、企業側が気づいていないリスク回避の手段・方法があるか、といった点に最も関心を示しているものであり、だからこそ外部弁護士に対してアドバイスを求めている、という場合が多い。例えば、リスクの分析として、事業停止となるような非常に影響の大きいものなのか、単に当局に対して届出をすれば回避できる程度のものかどうかなど、一般論ではなく事案の内容に即したアドバイスがあれば企業側としては助かる。インハウスとしては、リスクの程度を企業の経営層に説明するためにも、外部弁護士からは、単純なリスクの存否だけではなく、リスクの事業に対する影響度やリスク回避のための手段・方法のアドバイスが得られることを期待している。このような外部弁護士からのアドバイスは、企業の経営層がプロジェクトを進めるべきか否かを判断するための貴重な資料となる。

イ 依頼したくなる外部弁護士

上記アで述べたとおり、納期回答が正確な弁護士、スピーディな対応が可能な弁護士、形式的な法律説明よりも論点の実質的・現実的対応を重視してアドバイスできる弁護士、そして、案件の実態に応じて適切なリスク評価・リスク回避策を提示できる弁護士は、企業及びそのインハウスから評価が高いと思われる。また、具体的な事案におけるアドバイスに当たっては、時には法令遵守対応と、現実のビジネス判断とが衝突することもある。そのような場合には、原則論だけでなく、次善の策（プランB、プランC…）を示してくれる弁護士も評価が高いと思われる。

弁護士報酬については、複雑・困難な案件に対するアドバイスについては、企業側は適正な報酬を支払いたいと考えていることが多いが、処理が簡易な事案、債権回収及び対応が容易な訴訟など、一般にどの弁護士でも対応が同じとなると考えられる事

案については、企業側としては、スピードのほか弁護士報酬のコスト競争力も大事と考えている（例えば、保険会社から発注される加害者側の交通事故事案であっても訴訟に至らず示談で解決することなどが重視される）。また、企業によっては、定型的な事案、専門性が重視されない事案などは、弁護士への依頼の際、回答内容の充実度と報酬のバランスを見るため、相見積もりをとることがある。

さらに、IT化の進展に伴い、Zoom及びTeamsなどのTV会議対応は必須であり、弁護士側の作業についても、Teams及びSlackといったコミュニケーションツールなどを利用して、企業側と協働してスピーディに対応できる弁護士は評価が高くなる。特にテレワークが定着している企業にとっては、資料共有から会議までITを使用してもらうことが必須になる。

ウ 依頼が躊躇される外部弁護士

依頼が躊躇される弁護士は、端的には、上記イの内容と反対の要素を持つ外部弁護士である。具体的には、納期について不透明な場合、迅速に案件処理対応しない場合、法律説明に過度に重きを置いている場合、単なるリスクの指摘にとどまり対応策・代替策を示さない場合、簡易な案件で費用が高額と思われる場合、そして、企業内のインハウス含む法務部門と事業部門等の部署との関係や、企業とその顧客との関係といった視点を軽視し、事業に対する配慮が不十分な場合は、企業において必要となる円滑かつスピーディなビジネスに資するとは言い難く、企業及びそのインハウスの当該外部弁護士への評価は低くなることから、次回以降は当該外部弁護士への依頼が見送られることもあると思われる。

なお、同一の法律事務所に所属する弁護士でも、その弁護士により全く対応が異なることもあり得る。そのため、大規模事務所であっても、企業による外部弁護士の選定基準は、各弁護士そのものになるといえる。

(3) 外部弁護士とインハウスの円滑な関係性の構築

ア 法務担当者としてのインハウスの位置づけ (前提)

弁護士資格を有するインハウスは、企業内においては役職者(役員ないし管理職)であることもあるが、多くの場合は、役職者ではない一般職の一法務担当者に位置づけられるため、一般的には、依頼元の企業または依頼を検討している企業の一法務担当者として、外部弁護士と接することになる。また、インハウスは、弁護士資格を有しない法務部員と共同して案件に対応し、共同して外部弁護士に依頼することも多い。

この場合、企業が外部弁護士と円滑な関係を構築するためには、外部弁護士との連絡等を担当する社内の法務担当者が弁護士資格を保有しているか否かはあまり関係がないように思われるが、当該法務担当者がインハウスである場合、インハウス・外部弁護士ともに同じ弁護士同士であることや司法修習を経ていることへの安心感をもたらす場合があり、また、互いの修習期が近いことを確認した場合などには、外部弁護士とインハウスの円滑な関係性の構築に資することもある。ただし、弁護士資格を有しない法務部員への配慮も必要であり、外部弁護士・インハウスが、ともに弁護士であることを過度にアピールすることは、企業内の事情により、インハウスとしては望んでいないケースもある。

また、インハウスが企業内において役職者である場合、当該インハウスが経営層の参謀としての位置づけにあることが多く、当該インハウスが外部弁護士に求めるアドバイスは、単なる法務についてのアドバイスを超え、当該企業の経営判断にも密接に関わるものとなることが多い。

イ 外部弁護士からみた、インハウスとの円滑な関係性

外部弁護士は、企業及びそのインハウスから評価されればされるほど企業からの依頼件数も増えるが、案件処理数を増やすことを通じてインハウスとの関係を構築することは非常に重要であると考えられる。

これは、依頼を受ける件数に比例して当該企業の事業内容や社風等を把握し、理解できていることを示すことで、外部弁護士としても企業及びそのインハウスからより信頼を得ることとなり、安定的に依頼を受け、かつ、依頼件数を増やすことにつながると考えられる。

ウ インハウスからみた、外部弁護士との円滑な関係性

インハウス(法務担当者)としても特定の外部弁護士との関係を構築できることは、業務への利点が大きいの。インハウスから外部弁護士への、商流等前提となる事業の説明等を逐一行う手間を省略することができ、また、より正確かつ緻密に事業部門や経営層へ説明できる形で外部弁護士のアドバイスを受けることができるようになるためである。

また、前述したように、インハウス側でのリソース不足である場合を除き、事案については、インハウス側でも調査・検討してもなお企業内での判断が難しい案件、及び、事業部門を説得するために外部弁護士の観点から解決策等のあり・なしなどを判断して欲しい案件を、インハウス(法務担当者)は外部弁護士に依頼する。インハウスとしては、外部弁護士との関係では、外部弁護士が判断するための情報を出し惜しみすることなく提供できる環境にあることが望ましい。このため、外部弁護士との関係を構築できればこうした環境を整備できることとなり、外部弁護士への依頼の効果を上げることが可能となる。

(4) インハウスが新規の外部弁護士を起用する基準

インハウスが在籍する法務部門が存在する企業では、顧問弁護士ないし、顧問に準じる形で継続的に依頼している外部弁護士が存在することが多いように思える。このような企業においては、新規に弁護士を起用する場面はないのだろうか。企業のニーズは様々であるが、その一例を踏まえて検討してみる。

ア どのような案件を外部弁護士に依頼するか

(ア) 複雑かつ重要な案件

インハウスは、事業部門からの相談、契約書のレビュー、取締役会等の運営といった通常業務を多く抱えている。また、最近では、企業内での経費削減の必要性や、ベテランの顧問弁護士ないし顧問格の弁護士が、必ずしも、複雑かつ重要な案件に的確な対応ができるとは限らないため、案件ごとに外部弁護士を選定・依頼することが多くなっていると考えられる。

M&A、知財案件（複雑なライセンスや知財訴訟）、IT紛争・訴訟、独禁法対応案件、海外進出案件、金額規模の大きい案件、及び、労務案件などがその一例としてあげられる。もちろん、これらの案件については、一般企業法務担当の外部弁護士（企業が日常的な事項を相談している外部弁護士）に依頼することもあるが、案件ごとにスポットで、対応能力に秀でた外部弁護士を探索・選定・依頼するケースが多い。

また、上記の案件について新規に外部弁護士に依頼する場合には、企業としては、大規模な法律事務所に依頼することもあるが、中小規模の法律事務所に依頼することも多い。例えば、ブティック系の法律事務所や、労務に強い法律事務所は、専門性の高い内容について比較的リーズナブルな報酬で対応してもらえることがあるためである。

インハウスは、企業内では、契約審査や、下請法対応、及び、個人情報保護法対応などの対応は内製化して処理し、専門的な分野の対応は、判断の慎重を期して、外部弁護士に相談することが多い。そのため、専門的な分野の相談が対応可能な外部弁護士にはニーズがあり、新規案件を受任する可能性はあると考えられる。

(イ) 日常業務のサポート

企業は、事業計画及び採用計画に基づき法務部員の採用や外部弁護士を含めた管理をしている。そのため、頻繁に起きるわけではないが、法務部員の休職や退職といった突然の工数不足への対応が必要

な場合があるが、求人を出してもすぐによい人材が見つかる保証はないため、企業が外部弁護士に協力を求める場合がある。このような場合、企業側も普段から忙しい外部弁護士に突然依頼することを躊躇し、外部弁護士に必要な要素として、前述のような専門知識よりは、柔軟に対応してくれるフットワークの軽さが求められるように思われる。

また、実際の企業の実例として、インハウスとしての雇用ではなく、外部弁護士に出向してもらうケースなども複数見られた。人手・人材不足の会社の場合、即戦力になるビジネス法務の経験がある中堅弁護士（留学経験があれば尚良い）をインハウスとして雇用できることが最良策であるが、そのような有能な弁護士を企業の給与水準で雇用することは必ずしも容易ではないため、外部弁護士に出向してもらおうという方法を採用する場合もある。企業が、出向者としての外部弁護士に対し、インハウスと同様にフルタイムで勤務させる場合もあれば、週1日のみ勤務させる等といった場合もみられる。特にフルタイムで勤務する場合、出向者としての外部弁護士は、企業の事業部門の従業員との接触が増えるため、外部弁護士としてインハウス等の法務担当者と接触する際より、高いコミュニケーション能力と事業内容・社風を理解が求められると考えられる。

イ インハウスからみた、新規の弁護士の見つけ方

近時、ホームページの充実に努めている法律事務所が増えているが、インハウスないし企業の法務担当者として、ホームページを通じて新規に弁護士を探索して、依頼することはほとんどないと考えられる。ホームページでは、得意分野は当該弁護士の判断で記載でき、また、当該弁護士の信頼性や対応能力も判断しにくいためである。加えて、企業側にニーズがある中堅の法律事務所では、ホームページ情報に力を入れていないこともまだ多い。

上記ア(ア)のとおり、企業による外部弁護士への依頼は、法律事務所というよりは、結局のところ法律事務所に所属する個別の弁護士ごとの信頼性と優秀さに依拠すると考えられるため、新規の弁護士の

探索及び依頼は、紹介によることが多い。紹介は、司法修習同期の者、法務部員同士の情報や、インハウスとしての社外を含む知人、先輩及び後輩からの情報によることが多い。

紹介を受ける以外の方法としては、インハウスがウェブ検索をして論文や記事を確認する、外部弁護士が講師を担当するセミナーにインハウスが参加して、その内容が優れていることを確認する、外部弁護士の経歴・経験などが企業において依頼すべき案件の性質に合っているとインハウスが判断する、といった事情がある場合に、インハウスが当該外部弁

護士にコンタクトすることもある。また、インハウスは、専門書籍や専門訴訟を担当した弁護士に、コンタクトすることもある。これらは、紹介と比べてやはり未知数な部分は多いため、依頼するかどうかのハードルは高くなることが多い。

なお、企業の中には、必ずしも法務に精通していない社内の有力者の紹介で新規の外部弁護士を起用することもある。この場合は、外部弁護士の能力にばらつきがある可能性があり、また、インハウス側で社内の有力者に気を使って、あまり気軽に外部弁護士に相談できないこともある。

column
コラム

弁護士業務改革委員会インハウス部会の紹介と今後について

今回の特集を担当したのは、当会の弁護士業務改革委員会の一部会であるインハウス部会に所属する会員である。

インハウス部会は、2015年4月、他業連携部門とともに中小企業法律支援センターが当委員会からスピアウトした後、新たな弁護士業務の拡大の可能性を探索していた当委員会に新たに設立された。筆者は、当時ITベンチャーの法務部長の職にあり、委員会活動は弁護士業務に必須であり業務の役に立つのだの何だの言って業務時間内に委員会に出席することが認められていたため、初代の担当副委員長に担ぎ上げられたのである。

部会の開催は原則月1回、業務時間内での参加が難しい若手インハウスの会員に配慮して、委員会活動としては異例の午後7時から午後9時の開催、しかも当時ノー残業デーとして定着しかけていた水曜日の開催を原則とし、3月期決算の上場会社の定時株主総会準備で忙しい6月をスキップして8月開催にするなど、なるべく多くの現役インハウスの会員が参加できるよう配慮している。

部会での議論のテーマは、契約や交渉の技法、プライベートプラクティスとの相違、転職、コロナ対策、リーガルテックの導入など多岐にわたり、また時にはインハウスの大先輩や転職エージェントをゲストに迎えてお話を伺ったり、第一東京弁護士会組織内弁護士委員会との相互交流を図るなど、多様な活動を展開してきた。

また、インハウス黎明期から活躍し、日本におけるCLO・GCの先駆けともいえるべき41期の大先輩本間正浩会員（現日清食品HD CLO）にもお忙しい中熱心にご参加いただき、若手シニアの分け隔てなく、率直な意見交換や相談事ができる関係性の構築に努めている。

特にコロナ前は、筆者が飽きると直ぐに弁護士会館近くの飯野ビルの地下のどこかのお店に場所を変え、お酒を飲みながら議論を続けていたものである。

さて、今後であるが、当会の現役インハウスの会員数と比較しても弁護士業務改革委員会全体の定員数ですら小さく、第一東京弁護士会組織内弁護士委員会のように、独立した委員会としてスピアウトさせ、研修企画、外部機関（日本組織内弁護士協会、組織内会計士ネットワーク等）との連携、インハウス普及に向けた広報活動などを広く行うことも視野に入れるべきであろう。ただ、参加者が増えたことに伴い、発言者がごく一部の者に限られる可能性も考えられ、少人数での部会の良さが発揮できないのではという懸念もあり、なかなか悩ましいところではある。

文責：弁護士業務改革委員会 前副委員長 舟串 信寛（51期）

東京弁護士会 前年度会長

矢吹 公敏 会員

恒例の LIBRA 東弁前会長インタビューです。2021 年度、当会の舵取りをしてきた矢吹公敏前会長に、財政改革の実現、コロナ禍 2 年目の会運営、魅力ある弁護士会への取組み、SNS での発信などを中心に、1 年間を振り返っていただきました。コミュニケーションを大切にされる一貫したお人柄が強く印象に残りました。

聞き手・構成：佐藤 顕子
(2022年4月19日インタビュー実施)



— 1 年間、本当にお疲れ様でした。新年の挨拶で、会務執行方針の8割以上は実施できたという所感を述べていました。1年の総括として感想はいかがですか。

年度末までに完了できなくても、取組みをスタートしたものも含めるのであれば、9割は何らかの形で実施したのではないかなと思っています。特に、財政改革、コロナ対策、多様性の問題、この3つを大きな柱として、最初の会務執行方針で示しましたが、いずれもそれなりに成果を上げたのではないかと思います。

— 重要課題「財政改革」の実現についてです。本年3月14日の臨時総会で可決され、全会員の会費2000円減額が実現することになりました。多くの会員と入会を検討する修習生や弁護士にとって影響のある内容です。2024年を目標としていた点からすると早い実現となりましたが、どういった要因で可能となったのですか。

1つ目の理由は、私が財政改革実現ワーキンググループの事務局長を2年間やって、事務局長を後任に引き継いだ3年目の年にシミュレーションした結果、案外早く費用を削減することができる可能性があることが分かったことです。2つ目の理由は、当会は「二重会費」、つまり65期より前の期は2000円高いわけですよ。同じ会員なのに違いがあるのは健全ではないので、早くできそうであれば実施をした方がいいとなったんです。

費用を削減できたのは、公設事務所にも当会が負担する費用の削減を求め、法律相談センターも大幅縮小して移転でかなり費用を減額できました。最後に大きく

効いたのは、OAのセキュリティシステムに年間2000万円程掛かっていたものをシステムを換えるなどで機能を維持した上で2022年度の支出予定を1/4位に削減できたことです。また、会館特別会計は別個ですが、費用削減できれば一般会計にもいい影響があるという点からすると、会館維持管理費の支出予定を当会の分だけで2000万円以上削減することができたのです。また、予決算の乖離が多かったので、十分に予測可能な財務にするために予算交渉は厳格にさせていただきました。削減できたところを全部あわせて上、予決算の乖離を非常に縮小してシミュレーションをさらに精緻にやったら次年度へ引き継ぐべき繰越金が10億円を下回らないという結果になったので、実施することにしました。

手続を丁寧にすることを心掛け、現在会員の3000人以上は無会派ですからウェブサイトでの意見聴取も行い、さらに会派や関連委員会からも意見を聴取し、その意見を踏まえて会員集会で意見交換をした後、最終的に常議員会でご意見をお聞きしたところ、皆さん積極的なご意見だったので実施した経緯です。

— 会長就任前から、任期中の全会員の会費2000円減額は想定にあったのですか。

私自身はできればしたいと思っていました。でも、会員からそんな無理をしたら、会財政はままならなくなってしまうんじゃないかという批判的な意見が一回でも多くでると、後ろ向きになってしまうことから、就任時はできると思いましたが、無理をするんだったらやめようとも考えていました。

—— 各種委員会等で支出の削減を求められたり、そのために活動が制限されたり、必ずしも賛成意見だけではなく反対意見や抵抗などもあったのではないかと。どのように考えて、どう対応されたのですか。

委員会の活動は積極的に支援しています。ただ、当会は特定の委員会だけのためにあるわけじゃないので、活動についての合理的な理由と金額の妥当性が必要です。会の支出を最大限効率化する取組みとして、予算の乖離をなくす等予算を効果的に使う方法を探りましょうとご提案したのです。

支出の削減を求めた各委員会からは、勿論、法教育の日当を含めて反対もありましたが、ほとんど最後は了解か検討することとしていただきました。それで大きく活動ができなくなったわけではないのです。いろいろ話し合えば、皆、了解してくれるんですよ。

—— 財政面の問題は、おおそ解消されたのか、まだ削減を求められることがあるのか、今後の課題と見通しについてお聞かせください。

100%達成しているわけではないので、まだ途上だと思うのですが、大きな外科手術は終わったので、あとは内科の処方薬を継続的にしていかなければならないと思います。そのためには支出をできるだけ増やさないということと、支出を削れるところは各委員会と財政改革実現の検証チームがタッグを組んで、監理していくことになろうかと思っています。

残っている個々の課題を解決していくことが今後の課題です。例えば、北千住の千住ミルディスの旧法律相談センター部分を貸すとか、町田の法律相談センターをどうするかとか、職員の人件費の問題など個別の論点はいくつもあるのです。OAのシステムを今後大規模に入れ替えることを早晩しなければいけないのですが、OA刷新は8億円とか10億円とか、そういう規模になりますのでそれも課題です。

また、東京三会の2対1対1の問題があります。これは私たちができなかった1割のうちに入っています。三会が関与する事業等の当会と一弁と二弁が支出する費用は2対1対1で、当会は他会の2倍負担しているんです。会員数が2対1対1のときはそれでよかったけど、今は3対2対2からさらに縮んでいくというときに、費用を3対2対2にするという提案が毎年、一弁、二弁から言われています。ただ、日弁連理事などのポスト

や、法律相談や国選や破産管財などの事件も2対1対1で分けているので、そちらも調整が必要です。そのため一弁、二弁は積極的だけど、当会は消極的なのです。公平の見地からすると当会だけ昔の人数をもとにするのは理屈が合っていないんじゃないと言われてたら、私はそう思います。だから、5年に一度とか10年に一度、そのときの会員数を勘案して割合を変えていくのが正しい姿だと私は思うのですが、会員の仕事やポストに直結するのでみんな消極的になりがちです。ここ3年位会長同士で話し合ってきたことなので、本年度に引き継ぎました。

—— 重要課題「コロナ禍での対策」として実施した政策や工夫した点はいかがですか。

1年を通して、当会を閉めることはなかったし、法律相談は他所の相談センターに振り替えるなど、市民の司法アクセスが滞らないようにできたのではないかと思います。また、会館の中のコロナの感染者の会員への周知等も適時にしましたし、研修もオンライン実施のプログラムを充実させ、常議員会も多摩支部会館からに限られますけどオンラインで参加できることになったので、会務に参加しやすい環境づくりもできたのではないかなと思います。

—— 重要課題「会員の多様性を活かす」という取組みはいかがでしょう。

2021年度会務執行方針に記載のとおり、会員の中には様々な会員がいます。多様性をどう考えるかという意見を聞こうと考え、期を分けてオンラインカフェを実施したり、若手の意見を聞いたりしました。男女問わず理事者になりやすいように電子決裁を導入して、週1日は在宅でもできるとしました。週2日や最終的には全部在宅など、主要な日だけ来ればいいとなるかもしれません。また、職員の多様性という点からも就業規則、職員規則で同一のジェンダーのパートナーも手当は同じにするなどしています。

—— 電子決裁の導入は、会内の大きな変革として耳にします。きっかけ、就任初日から導入できた理由、1年間運用してのメリット、デメリット等をお聞かせください。

きっかけの1つ目はコロナ禍で決裁が滞らないようにする必要性が非常に高かったことです。2つ目は様々な

立場の方が理事者になりやすい環境を作るには必要なのです。3つ目はペーパーレス化すれば、環境に優しい、迅速なプロセスが可能になるのではと思ったのです。なぜ4月1日からできたかという、2月の選挙後の3月に事務局に対してとにかく4月1日からやると伝えたのです。ただ、方法が分からなかったところ局次長から既に「ガルーン」の決裁システムがあると言われました。早期に準備を始めたこと、既存のシステムでできたことが迅速にできた理由です。

難しかったことは、職員の方々の一部から消極意見があったことですが、ホチキスのものは一度全部外してPDF化して資料として付けると手間がかかること、操作にちょっとした煩雑さがあったことが理由です。ところが、1年やってみると、大多数の職員の人はよかったと肯定的に見ていただいて、今はほとんど電子決裁ですね。セキュリティ上問題になるような個人の機微情報を書いてある市民窓口や綱紀懲戒案件はデータで回すわけにはいかないので、これだけはハードで決裁に回ってきました。

1年通してやってみて、システムを更新した方がいい部分もありますけど、それを除けば、おおかた今のままでよいのではないかと思います。

——会長として、ほかに尽力した政策や取組みはありますか。

1つ目は、新入会員の増加の努力ですね。別に会員数に拘らないのであればそれも考え方ですが、私は日本で最大の弁護士会だということを会員もプライドにしてもらいたいし、支えるだけの組織や活動をしていくためにはお金と人が必要で、そのために会員が増えることは大切だと今でも思っています。「東弁だから来たい」という人を増やしていくことは魅力の尺度にもなるでしょう。公益性と人脈と実力とサポートが当会の魅力の大きな点だと、パンフレットを作成して一生懸命広報しました。当会は、公益活動を他会に比べると格段にやっている。公設事務所を3つ維持し、外国人・子ども・性平等などの人権にかかわる委員会もある。120以上の委員会があって様々な人と会えるチャンスがあって人脈も増えていく。それは大きな宝だと何回も強調したのです。サポートとして研修を充実させるために「研修ツリー」という類型別の研修システムを作ることもしました。

2つ目は、公設事務所の支援を1つの柱にしていまし

た。東パブ、北千住、多摩は、東京という大都市の司法過疎に取り組んでおり、一般の会員では受けられないような仕事を多くやっているんです。介護とか行政から委託された事件とか、社会の隅にある事件を誰かが、すぐに頼まれたらやらなきゃいけない。これを担っているのが公設事務所なのです。このように、実際に司法アクセスの点から大いに成果も上げている。賃料とかインフラのところは会が支出しているから、あとは人件費など赤字にならないようにしていただければよいのです。

3つ目は、当会の歴史研究ですね。東京代言人組合創設から起算すると去年141年目なんです。『百周年記念史』があるから、今は、『百五十周年記念史』を作してほしい、50年足せばいいから、皆さんの健康なうちに書いてもらって（笑）。でも、9年しかないからね、前の百周年は15年ぐらいで作ったんですよ。歴史研究会（REKIKEN）を動かしてもらってお宝探しをすると、昔の戦前の弁護士が法廷で着ていた服などいろいろでてきた。若い人は知らないから、残して継いでいかなきゃいけないと思うのです。

4つ目は、会員の不祥事対策です。会員数が増えると不祥事も多くなる。理由は、非弁提携、心を病んで業務がうまくいかなくなって依頼者に迷惑を掛けたり、事件放置で依頼者のお金に手を出す、これらが典型なんです。毎日の稟議では綱紀懲戒案件と市民窓口の報告がたくさん来ます。それに弁護士会が対応しないと弁護士自治とは言えないのです。件数も多いし根が深く、対応するのも大変です。そこで、対応する弁護士を1人置きました。

——特徴として、東弁公式Twitterで「会長矢吹のつぶやき」のように、会長自ら文章や撮影した写真をリアルタイムに近く積極的に発信していた印象があります。

会員に対して何を理事者がしているのかを伝達するのが私たちの義務じゃないかと思います。理事者室と会員の間は本当に隔離されてきたんですよ。それは私が望むところではなく、理事者がどういうことを議論しているのかというのはちゃんと伝えなければいけないと思って、週間報告を「東弁アンオフィシャルFacebook」で出したんです。また、東弁公式Twitterで会長矢吹のつぶやきを出しましょうと提案されたので、それはいいと思って時々載せました。会長室も開けて、修習生や法科大学院生や中学生が来て一緒に

話をしたり、1人でも興味を持ってくれる人がいたらコミュニケーションをしたいという気持ちでやりました。

— 東京弁護士会としての発信や広報という観点からのお考えをお聞かせください。

やっぱり見てもらわないとね。見てもらうためにはちょっと刺激的なことをしなければいけないから、なかなか難しいですね。コミュニケーションの手段は多岐にわたり、TwitterでもFacebookでも利用の方法は慎重にする必要はありますが、でも危険だから利用しないということではいけないと思うのです。もうこの時代ですからね。

「東弁」としてどうするかというのは慎重にしなければいけないけど、私は肯定的ですね。例えば、委員会Facebookとか、ルールをちゃんと決めて委員会ごとに作れるでしょう。それでコミュニケーションが非常によくなるしね。広報担当がアメリカでも日本でも各政権にいるように、人にどうやって伝えるかというのは大切です。

— 「東弁」という単位会の組織としての国際的な活動、国際交流する意義や価値その重要性はいかがでしょう。

当会は、世界大都市弁護士会会議の創設メンバーのひとつで、日本からは唯一、東京弁護士会のみが参加しています。大都市である東京からはひとつの弁護士会しか入れないから、その意味は大きい。

国レベルじゃなくて特に大都市レベルの弁護士会同士の交流というのは2つの意味において重要です。1つが大都市に共通する特有のいろいろな問題があることです。例えば、どうしても弁護士は大都市に集まって数が増える。それをどう対応するかとか、大都市には多く生じる貧困問題や司法アクセスにどのように対応するか等です。もう1つは、会員同士の交流です。向こうも東京に来たいと、こちらもロンドンに行きたい、ニューヨークに行きたい、そうすると会って話をしてくれる。良い交流の場になっているので、大都市同士の情報交換は非常に有益だと思いますね。

「東京弁護士会」を世界で認知してもらうためには、世界の弁護士会と付き合いしていくことは必要なんです。もし各委員会でも海外の情報を知りたいと思えば、国際委員会に言えばすぐ問い合わせしてくれる。大都市同士の情報であれば質問状を送れば回答をくれますよ。一朝一夕で簡単にはその友好関係は築けないの

で、維持しなきゃいけないから、ある程度人が行って交流していくのは大切なんです。

— 本日時点で、全会員8805人のうち「60期から73期の会員」は4600人となっています。将来を担う世代の会員に対して、期待することを含めてメッセージをください。

ひと言で言うと弁護士には希望はあるということです。法律家になると決める際に、生活をするためにお金も大切だけど、基本的な価値を大切にするために法律家になったと思うのです。例えば法の支配とかそれから依頼者の秘密保持とか利益相反とかそういった仕事に結び付くような価値観、プラス公益活動をして収益性がなくても公益性のある仕事をするといったことです。

収入がないのに公益活動ばかりやれというのはおかしい。私もそのとおりだと思う。だから、ある程度収入を得た上で、収入だけで自分の弁護士としてのミッションが全うされていると思わずに、収入を得るのと弁護士の基本的価値を守る活動をするというバランスを取ってもらいたいと思います。これが弁護士なんじゃないかなと思っています。その中でできる人脈とかそういうものが仕事に返ってくる。まったく公益活動だけをやれというわけではないですよ。それを言いたいな。

— 会長を退任されて、今後の抱負をお聞かせください。

また一会員に戻って、さっき言った主に弁護士としての価値とか公益活動とかそういうことに携わっていきます。特に日本の弁護士がそういった活動に尽力できる仕組みをつくることです。戦争もあり天災もあり、人災・自然災害の多い時代になってくるときに、弁護士は社会に奉仕できて、平和を維持していくということの要だと思うのでそういうことに私も尽力したいし、加えて他の会員、若手の会員も含めて巻き込んでいければ一番いいかなと、仕組みをつくっていきいたいと思っています。

— 長いお時間、ありがとうございました。

プロフィール やぶき・きみとし

1987年修習終了(39期)

東京弁護士会副会長(2009年)、国際委員会委員長(2014年～2015年)、紛争解決センター運営委員会委員長(2017年～2018年)、財政改革実現ワーキンググループ事務局長(2019年～2020年)、日本弁護士連合会副会長(2021年)

大阪弁護士会司法改革検証・推進本部との2021年度意見交換会報告

司法改革総合センター事務局長 長井 真之 (55期)

1 はじめに

去る2022年3月12日、当会の司法改革総合センター（以下「当会司改センター」という）は、大阪弁護士会司法改革検証・推進本部（以下「大阪司法改革本部」という）との間で、毎年恒例の意見交換会を実施した。当意見交換会は、例年、原則として両弁護士会の現執行部と次年度執行部も参加して行われるため、新年度の両弁護士会の執行部等の顔合わせや交流会としての意味合いを持つと同時に、各会が取り組んでいる司法制度の課題等について報告し意見を交換し合うことによりお互いの取組みを深化させているものである。本稿を通じて、当会司改センターの取組みを共有し、当該意見交換会の概要と意義について一部でもお伝えできればと思い、ここに報告する次第である。なお、当意見交換会は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の見地から、2020年度に引き続き2021年度も完全オンラインによる開催となったが、両会合わせて合計64名の参加を得て行われた。

2 大阪司法改革本部 報告・討論

大阪司法改革本部からは、「司法と対外交流の在り方—コロナ後の司法を見据えて」をテーマとして、概要次のような報告が行われ、それらに関する意見交換が行われた。

(1) 米国の連邦裁判所、ニューヨーク弁護士会などのシンポジウム「コロナ禍を世界の司法はどのように乗り越えるか」について

大阪弁護士会では、2009年、2017年及び2019年に相次いで海外視察調査を行うなど海外との交流を積極的に行っているところ、2019年に米国ニューヨーク州で行った民事裁判IT化の現地調査を契機として、2021年6月に

ニューヨーク州弁護士会と友好協定の締結を行ったことがその締結式の動画を交えて報告された。また、その締結式と同じ機会に表題のシンポジウムをウェビナー形式で開催しており、両国の弁護士・裁判官による報告とパネルディスカッションの様子の一部が動画で紹介された。ウェブ会議方式で行う証人尋問の課題など、今後のさらなるIT化を見据えた貴重な報告であった。

(2) 各界懇談会の活動について

大阪弁護士会では、市民や各界からの意見や提言を受けするための「各界懇談会」を20年以上に亘り継続しており、勉強会や議論の報告書・提言書の作成を行っていることが紹介された。参加団体・メンバーの減少や固定化などの困難を経ながらも、2021年度には「イチケイのカラス」の原作者を招いての企画や、冤罪被害者やその担当弁護士を招いて冤罪や再審制度に関する講演会を行うなど、興味深くまた意義のある取組みが継続されていることが動画を交えて紹介された。「市民の司法」とは何かを市民とともに考え続ける各界懇談会の取組みは、参考になる取組みであるように感じた。

3 当会司改センター 報告・討論

当会司改センターは、「弁護士自治の視点から考える弁護士会の広報（対外・対内）の在り方」をテーマとして、概要次のような報告を行い、併せてそれらに関する意見交換を行った。

(1) 当会司改センター弁護士自治WGの活動紹介について

当会司改センターの弁護士自治ワーキング・グループの2021年度の活動として、①当会ウェブサイトにおける他士業（司法書士・行政書士）との違いに関する記事の掲載を



進める取組み、②「正義はどこに」（当会活動紹介動画）をTobenMedia（YouTube）に掲載した取組み、及び、③歴史研究会（REKIKEN）の立上げと活動について紹介を行い、それらに対する総括と意見交換を行った。①については、全国の弁護士会のウェブサイトにおける同様の記事の掲載状況を調査の上、一覧表にして紹介した。②については、動画を一部上映して紹介した。③については、写真を用いて、準備を進めている資料室の様子やレジェンド弁護士のインタビューの様態を紹介し、また、本誌にて連載中の「東弁今昔物語～150周年を目指して～」の記事を共有するなどした。

(2) ミニ講演「英国の弁護士自治の現在」について

本年2月に当会司改センターの全体会に英国資格弁護士を招いて開催したミニ講演の概要を報告した。同講演は、大阪弁護士会が2017年に英国現地で行った同国弁護士自治の調査を踏まえ、制度の概要を再確認するとともに、弁護士自治を喪失したとされる当該制度についての現地弁護士会等の現状認識等を報告するものであったため、大阪弁護士会の参加者からの高い関心を得て、活発な質疑が行われた。

(3) 当会広報委員会「東弁広報の現状とこれから」について

2021年度は当会広報委員会の協力を得て、当会における対内的広報・対外的広報の現状と今後の方向性について報告をいただいた。広報委員会を中心とした弁護士会の

広報活動が広く弁護士自治に資する重要な活動であることから、今般敢えてお願いしたものである。SNSを活用した即応性と伝播性の高い対外的な広報を模索することに加え、他会と連携して業界全体を盛り上げようとする取組みは非常に心強いものと感じた。また、大阪弁護士会広報室との質疑において触れることができた大阪弁護士会の広報の実際的なノウハウや実情は、大変興味深く、今後の当会でのさらなる取組みや他会との連携を発展させるために示唆に富むものとなった。

4 まとめ

思い返せば、2021年度の見聞交換会は両会ともに、「市民のための司法」や「市民に身近な司法」を根底に意識したテーマ設定であったように感じられ、互いにとって他方の取組みが参考となったのではないと思われる。報告内容は大変充実して時間が足りないほどであったが、完全オンラインであったため議論を参加者間で発展させることの難しさはやはり残った。2022年度の本意見交換会も「ウィズコロナ」であることを想定しなければならないとすると、両会で統一テーマを設定して双方が研究・報告するようになれば、オンライン開催でもより活発な意見交換が可能となるかもしれないと感じた。いずれにしても、2022年度はリアルな場で議論・懇親・交流が再開できるようになることを切に願う次第である。

公開学習会

「共に考えよう！ 高齢化社会のセクシュアル・マイノリティ ～他人事ではない介護・相続問題～」実施報告

性の平等に関する委員会副委員長 松永 成高 (66期)

1 動機

人は誰も歳を取り、いずれこの世を去る。そのため、セクシュアル・マイノリティ当事者や関係者にも、介護や相続といった、主として高齢者に関する問題は生じるはずであるし、現に生じている。

もともと、現在までのところ、セクシュアル・マイノリティに関する問題は、より若い世代を念頭に置いて論じられることがほとんどであったと思われる。社会の理解や制度の整備が未だ十分でないことに起因して、高齢者であるセクシュアル・マイノリティ当事者等が、その権利・利益を十分に保障されない場面は、少なからず存在するであろう。約45年間同居し事業も共同していた同性カップルの一方の死亡に際し、一般参列者として葬儀に参列させ、火葬にも立ち会わせなかった等の遺族の行為が不法行為に当たらないとした大阪地判令和2年3月27日の事例は、そのような場面のごく一例にすぎないものと思われる。

こうした現状に鑑み、性の平等に関する委員会セクシュアル・マイノリティプロジェクトチームは、高齢者であるセクシュアル・マイノリティに関する問題を考える契機となるよう、表題の公開学習会を企画し、2022年3月10日にオンラインで実施した。

2 講演

堂野達之副会長(当時)の挨拶の後、永野靖会員、永易至文氏、佐藤悠祐氏が順に講演を行った。

永野会員は、高齢者であるセクシュアル・マイノリティが関係し得る法律問題について概説した。

行政書士であり、セクシュアル・マイノリティに関する情報や交流の場を提供するNPO法人パープル・ハンズを運営する永易氏には、高齢者が陥りがちな金銭面の問題や、高齢者が活用することのできる制度についてお話しいただいた。

介護福祉士である佐藤氏には、介護の場面で生じた問題や、考えられる対処方法について、貴重な経験をお話しいただいた。

3 ディスカッション

同性愛者であるA氏が、60代後半であり同性のパートナーと同居していること、生活資金、老化と病気、死などについて不安を覚えていることを述べた。A氏は、高齢者特有の問題として、介護が必要になった際、介護士や施設の人がセクシュアル・マイノリティについて理解しているか不安であることや、一方が亡くなった際に財産の承継に支障を来さないよう、遺言書の作成を行う必要があるが、先延ばしにしていることなどが不安であるとのことであった。

続いて、永野会員、永易氏、佐藤氏、A氏をパネラーとして、パネルディスカッションを行った。山本真由美委員の質問にパネラーが回答し、適宜議論を挟むという方法でディスカッションは進行した。

介護の問題については、ホルモン治療やカミングアウトの問題、同性カップルでの施設への入居の問題などについて述べられた。

相続の問題については、遺贈を受けた同性パートナーが遺族から遺留分を主張されること、特別寄与料や配偶者居住権の制度は法文上、同性パートナーを対象としていないことなどについて述べられた。

4 まとめ

参加のための心理的障壁の低いオンライン形式によったためか、参加者は60名という多数に上った。ウェビナーの機能を利用して行ったアンケートは回収率も高く(回答率約43%)、回答者の約6割から「とてもよかった」との評価を頂いた。

本年度以降も、セクシュアル・マイノリティに関する知見を深めることのできる公開学習会を企画していきたい。



合言葉は持続可能性！

副会長 寺町 東子 (46期)

主な担当業務: 入退会, 資格審査, 懲戒, 綱紀, 選挙, 総務, 人事, 不服審査, ハラスメント, 災害対策, 総会, 常議員会, 司法協議会, 職員人事・労務関係等



スタートダッシュ

今年度執行部は、2月中旬から毎週ミーティングを重ね、3月からは前年度執行部の理事者会傍聴（見習い期間）を経て、4月1日からスタートダッシュを切りました。3月の臨時総会で全会員会費2000円減額を決めた前年度執行部から、減速の少ないバトンパスを受けて走り出し、既に3か月くらい経過したように感じています（5月18日現在）。

今年度執行部のメンバーは、伊井和彦会長が37期、副会長は46期、47期、48期、49期、50期、54期、うち2名が女性です。それぞれに豊富な会務経験や弁護士経験があり、当会の強みと弱みをよく理解しており、多角的な議論のもとに仲良く会務執行にあたっています。

伊井執行部の会務執行方針

私たちは今、新型コロナ禍による格差の拡大や公共の利益と個人の権利の相克、ロシアのウクライナへの軍事侵攻など戦争による人権侵害を目の当たりにしています。このような時代だからこそ、「基本的人権の擁護と社会正義の実現」という使命を有する東京弁護士会は持続可能な会となっていく必要があります。以下の3つを柱に、会務執行していくこととしました。

- 1) 多様な人材が積極的に意思決定過程や活動に参加できる東弁に（WEBの活用など）
- 2) 健全な財政規律と更なる経費削減（箱モノから機能へ、行事の見直し、職員の業務量と賃金体系の見直し、予算執行管理、未収納付金の回収など）
- 3) 多様な会員の活躍を支える方策（ハラスメント・トラブル対策、若手世代のための業務対策、男女共同参画、裁判のIT化対応など）

ポストコロナ・ウィズコロナ時代の活動スタイル

新型コロナウイルスの正体が徐々に明らかになり、今年度は様々な会議や行事がリアル開催に戻ろうとしています。しかし、多様な会員が積極的に活動に参加するには、会務活動のデジタル化・オンライン化の流れを単に元に戻すのではなく、リアルとWEBのそれぞれの良さを活かす方法が必要です。4月早々に各種委員会等に完全WEB開催の可否・頻度・業務削減のために可能な工夫についてアンケートを実施しました（ご協力ありがとうございました）。

その中で出てきたアイデアが、**パソコン持参型ハイブリッド方式**です。会館に集まる部屋だけを用意し、会館参加者もパソコン等とイヤホン・マイクを持参することにより、集まりたい会員は集まり、WEBで参加したい会員はWEBで参加し、職員の機器設定・印刷資料作成の事務負担は削減する、という三方良しの方法です。

小さな工夫ですが、当会の多彩な活動と業務削減・財政健全化を両立するための工夫を、更に重ねていきたいと思います。

業務の合理化・スリム化

当会の活動は、委員会等を通じた会員の皆様の活動に大きく依存していますが、それを陰で支えているのが当会の事務局職員です。当会の活動の拡大とともに職員の業務量・負担も増加し、職員に余裕がなくなっています。委員会等の活動成果を職員とも分かち合ってもらえたくともに、業務の合理化・スリム化と、職員の増員（その前提として賃金体系の見直しによる財源確保）を図り、持続可能な体制にすることが、会員にも職員にも、ひいてはサービスを受け取る市民にも大切だと思っています。

ご理解・ご協力を、よろしくお願いいたします。

親子法改正要綱の解説

第3回 嫡出推定の見直し及び再婚禁止期間の廃止

法制委員会委員 大寄 康弘 (47期)
法制委員会副委員長 横山 宗祐 (57期)

1 要綱のポイント

(1) 嫡出の推定の見直し

ア 妻が婚姻中に懐胎した子は夫の子と推定すると
の民法772条1項の規律を維持しつつ、女が婚姻
前に懐胎した子であって婚姻が成立した後に生まれ
たものも、夫の子と推定することとしている（要綱
（以下略）第2の1①）。子が婚姻後に出生している
場合には事実として夫の子である蓋然性があること、
夫婦による子の養育が期待できること等から、この
規律が設けられている。

イ 懐胎時期の推定に関する民法772条2項の規律
を維持しつつ、アの規律の適用の有無について、
外形上明らかな事実である出生時期を基準として
判断できるようにするため、婚姻の成立の日から
200日以内に生まれた子は、婚姻前に懐胎したもの
と推定する規律を追加している（第2の1②）。

ウ アの場合において、女が子を懐胎した時から子の
出生の時までの間に二以上の婚姻をしていたときは、
父性推定が重なり得ることから、その子は、その出
生の直近の婚姻における夫の子と推定することとし
ている（第2の1③）。

エ アからウにより子の父が定められた子について、
嫡出否認の訴えによりその父であることが否認され
た場合におけるウの適用においては、嫡出否認がさ
れた者との間における婚姻を除いて、子の父を推定
することとしている（第2の1④）。

(2) 女性に係る再婚禁止期間の廃止

(1)の嫡出推定の見直しにより、父性推定の重複は
生じないこととなるため、女性に係る再婚禁止期間を
定める民法733条を削除することとしている（第2の
2(1)）。これに伴い、同条を引用する規定（民法744
条2項、746条及び773条）について所要の規定の整
備を行うこととしている（第2の2(2)）。

2 本改正の意義・必要性

現行民法の下では、民法772条の嫡出推定を受け
る子に対する嫡出否認の訴えの提訴権者や提訴期間
が厳格に制限され、母は夫の協力が得られなければ嫡
出推定を覆すことができない状況にある。近年、特に
婚姻の解消の日から300日以内に生まれた子について、
（前）夫以外の者との間の子を出産した女性が、その
子が（前）夫の子と扱われることを避けるために出生
届を提出しないという事案、いわゆる無戸籍者問題が
社会問題となっている。今回の見直しは、法相の諮
問を受けて、この無戸籍者問題を解消していく観点
から行われるものであり、子が夫の生物学上の子であ
る蓋然性が高いことを基礎とした上で、子の養育環
境といった事情等も考慮したものである。また、懐胎
を契機として婚姻に至る夫婦の増加といった社会実態
等も踏まえている。なお、要綱では、嫡出否認制度の
見直しも行うこととされている。

3 実務に与える影響

今回の見直しにより、これまで推定されない嫡出子
として親子関係不存在確認の訴えの対象であった者
が、嫡出否認の訴えでなければ嫡出性を否定されない
など、実務に対する影響は大きい。一方で、無戸籍者
の解消という点では、出生届の提出をためらうことの
障害が取り除かれ一歩前進ではあるが、懐胎後に婚姻
が成立していることが必要である点で、課題は残る。

また、推定が及ばない子に関する判例法理（いわ
ゆる外観説）が維持されるか議論があったが、関係
部会では、今回の見直し後も維持されることになる
との理解が示されている（民法（親子法制）部会資料
25-2, p.6）。なお、この点は、今回の見直しによっ
て新たに嫡出子と推定される子にも妥当するかについ
ては、今後の解釈に委ねられることになる。

*本要綱（「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」）は、令和4年2月に法制審から法相に答申されたが、本稿執筆時点では改正法案は国会に提出
されていない。本稿は、本要綱のまま改正されることを前提に執筆している。



第10回 単独室の中でも、同性愛の雑誌は読めないの？

— 刑事施設内の性的マイノリティの人権問題

人権擁護委員会委員 小塚 陽子 (58期)

当会は、2008年6月30日、東京拘置所に対し、被収容者が単独室内で同性愛者向け雑誌（「Badi」。現在は休刊中）を読むことを制限した措置について、憲法上保障されている図書の閲読の自由を侵害するものであると警告した。その後も、東京拘置所に勾留されている別の被収容者から同趣旨の申立てがなされ（対象の雑誌は「麗人」、「花音」等22誌）、2015年10月20日に警告を発している。

いずれの事件も申立人は男性同性愛者であり、申立当時、未決拘禁者として単独処遇を受けていた。単独処遇では、居房は1人部屋、食事、入浴、運動は、他の男性被収容者と接することなく、単独で行われる。

東京拘置所が自室内での同性愛者向け雑誌の閲読を制限した理由は、刑事施設内の規律及び秩序の維持というものである。東京拘置所は、男性同性愛者向けの図書の閲読を許した場合、性的興味や性的興奮を募らせ、居室外において他の被収容者に対して発作的にわいせつ行為等に及んだりする等主張した。

禁止の対象となった男性同性愛者向け雑誌は、いずれも、男性同士の恋愛を主題とした漫画や男性同士の性行為等を描写する官能小説、男性同士の性行為場面の写真等が掲載されている成人向け雑誌である。さらに、国内外のゲイに関する情報や読者の投稿欄もあり、情報獲得・交流のツールでもあったといえる。

そもそも、未決拘禁者にも、原則として一般市民としての自由が保障されるべきであり、刑事施設内の規律及び秩序の維持のために図書等の閲読の自

由が制限される場合であっても、それは拘禁目的を達するために真に必要と認められる限度に止められるべきである。この理は同性愛者であっても同様である。

単独処遇を受けている被収容者が、本件で禁止された雑誌を、自室内で独りで読んだとしても、他の収容者に対してわいせつ行為等に及ぶなどの事態が生起することは考えにくい。また、本件で禁止された雑誌には男性間の性行為等の場面が描写されているが、東京拘置所では、異性間の性行為等の場面が描写されている成人向け雑誌の閲読は認められている。それらの雑誌と本件で禁止された雑誌とを比較しても、わいせつ性の程度は異なるところがない、と認められた。

このような検討を経て、東京拘置所が同性愛者向け雑誌の閲読を制限した措置は、性的指向による不合理な差別的取り扱いであり、必要かつ合理的範囲を超えて図書閲読の自由を侵害するものである、と判断した。

紹介した事件は、やや古いものになるが、同性愛という性的指向をもつ被収容者の人権とその保障について、ある視点から問題点を提示したという意義があったと考える。

法務省矯正局は、成人矯正課長・矯正医療管理官連名で「性同一性障害等を有する被収容者の処遇指針について（通知）」平成23年（2011年）6月1日付け法務省矯成第3212号を発している（2015年10月1日改正）。この通知に基づく運用はどのような状況か、性的マイノリティの被収容者の人権はどのように保障されているか、なお注目が必要である。

*ここで取り上げた事例の警告の趣旨等は、当会のウェブサイト（私たちのメッセージ）→〈人権救済申立事件〉に掲載されているので、こちらもご覧いただきたい。



民事訴訟記録を永久保存に！

第4回 オウム真理教の破産記録の保存について

オウム真理教犯罪被害者支援機構副理事長・会員 中村 裕二 (39期)

オウム真理教の暴走

オウム真理教は麻原彰晃（本名、松本智津夫）を教祖として設立され、1989年8月、東京都が宗教法人として認証した。オウム真理教は、設立当初から、入信した青少年が自宅に帰らなくなる、未成年者の信者を親とも面会させないなどの問題を起こしていた。88年9月には信者の死亡事件、翌89年2月にはこの事件を隠ぺいするために男性信者殺害事件を起こした。同年11月4日未明、オウム真理教の違法をいち早く指摘していた坂本堤弁護士の本宅に教団幹部らが侵入し、坂本堤弁護士、妻都子さん、長男龍彦ちゃん（1歳）の一家3人を殺害した。94年2月、日黒公証役場事務長を拉致監禁して殺害し、同年6月に松本サリン事件を、95年3月20日について死者13人、負傷者6千人以上という歴史上空前の大規模テロ事件、地下鉄サリン事件を引き起こした。

地下鉄サリン事件発生後、私は同事件の被害者・遺族の代理人としてオウム真理教に対する、民事保全手続、民事提訴手続、破産申立手続に、また、被害者参加代理人として刑事裁判にも関わった。

オウム真理教の破産記録が特別保存に指定されるまで

地下鉄サリン事件被害者らは、1995年12月、オウム真理教に対する破産を東京地裁に申し立てた。東京地裁は、翌96年3月、破産決定を下し、元日弁連会長の阿部三郎弁護士を破産管財人として選任した。

阿部管財人は、精力的に破産業務を遂行し、オウム真理教事件の人身被害者の損害賠償請求債権38億円を確定し、2008年12月までの間に4回の配当を実施して、およそ40%の被害回復を実現した。また、オウム真理教の後継団体に対し、残りの60%に相当するおよそ22億円の賠償債務を引き受けさせ、2009年3月、破産手続の結了を迎えるにあたり、オウム真理教犯罪被害者支援機構がこの債権を譲り受けた。

支援機構は、後継団体に対し、2012年3月、賠償義務の履行を求めて、東京簡裁に調停を申し立てたが、不調に終わったため、2018年2月、東京地裁に民事提訴を行った。この裁判の中で、後継団体が支援機構に対して様々な求釈明を行ってきたことから、支援機構は、オウム真理教の破産事件の記録を閲覧して釈明することにした。

破産記録の保存期間は通常5年間であるが、幸いにも、オウム真理教の破産事件の膨大な量の記録はすべて保存されていた。そこで支援機構は阿部管財人の仕事ぶりを詳細に知る機会を得た。

阿部管財人や常置代理人らは、テロ組織であるオウム真理教に怯むことなく誠心誠意真剣に闘い、様々な工夫と果敢な執行により、被害回復を実現しようと奮闘していた。私は、オウム真理教の破産記録は、その刑事事件記録と共に、破壊的カルト集団の実態解明のために必要な資料であり、オウム真理教がなぜ暴走して無差別テロ事件まで引き起こしたのか、なぜ国や行政が悲惨なテロ事件が起こる前にオウム真理教の暴走を止めることができなかったのか、それらを調査・研究する上でも極めて貴重な資料となると実感した。

オウム真理教の破産記録が5年間で廃棄されなかったのは、裁判所側の配慮だったのかもしれない。しかし、それでは、将来、いつ廃棄されるかわからない。

支援機構は、2017年12月、東京地裁に対して、事件記録等保存規程9条2項に基づき、オウム真理教の破産事件記録を特別保存するよう要望書を提出したところ、東京地裁がこれを特別保存の対象に指定した。

歴史に残したい民事裁判記録の本年度の募集が始まっています。東京弁護士会会員サイト（下記URL）をみて、どうぞご応募下さい。

https://www.toben.or.jp/members/iinkai/2kouhizon/news/post_2.html

*問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207

東弁今昔物語 ~150周年を目指して~

第8回 刑事弁護人制度と治罪法

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

1 明治13年7月に制定された治罪法以前は、司法職務定制も代言人規則も、民事訴訟に関する代言のみを認め、刑事弁護を認めていませんでしたが、司法卿に許可願いを出して刑事弁護が許される事件もありました。

わが国で初めての刑事弁護らしきものが行われたのは、明治8年2月、広沢真臣参議の暗殺事件の審理に「弁護官」がおかれたときです。まさに初の国選弁護人ですが、「(被告人を)別に弁護すべき意見なし。仮令抑圧せられるとも、真実を述べられざる道理なき故、特に弁護するに及ばずと信ず」などと弁護権放棄に等しい弁論に及んだにもかかわらず、証拠不十分のためか、陪審員は無罪の評決を下したそうです。

2 ここで「弁護士」の名称の由来について一言。上記の「弁護官」はドイツのRechtsanwalt(当事者の官選法律顧問兼裁判所の補助機関)を模倣したとされますが、この「弁護官」が、治罪法では「弁護人」となり、明治23年11月司法省作成の弁護士法案において「弁護士」になったものとされています。

3 治罪法制定にあたり、司法省修補課の磯部四郎は、財産の争いである民事訴訟で認められる代言人の弁護が、人の生命や名誉に関する刑事訴訟で認められないのはおかしい、刑事訴訟では原告(官吏)と被告人の力の差がありすぎるため、代言人の弁護が切実に求められる旨の意見書を起草委員に提出しました。

そのおかげもあり、治罪法では、刑事事件全般で、原則、裁判所所属の代言人の中から選任された者による弁護が認められました。また、重罪については弁護人の選任が必要的とされました。

4 東京重罪裁判所は、明治15年1月の治罪法施行に先立ち、東京代言人組合に対し、官選弁護人に選任されるべき代言人の名簿を提出するように求めましたが、同組合は、会員数の1割にも満たない17名しか名簿に掲載しませんでした。

他方、司法省職員課長は、司法卿に対し、全ての代言人に治罪法の試験を課して合格者のみ刑事弁護人になれるとすべきと具申しましたが、司法大輔が反対して、試験制度は見送られました。当時の司法当局が依然として代言人一般を信用していなかったことの現われとも言えます。

5 治罪法施行により、明治15年から刑事弁護活動が始まり、早速、明治16年7月に開かれた公判事件で、正当防衛を理由に無罪が言い渡されました。酒席の場の諍いで、自由党所属の代言人である被害者に背後から喉を絞められた加害者が懐中の短刀で刺殺した事件です。被害者と親しい政党関係者が加害者を憎悪したため、火中の栗を捨てる者もおらず、当初弁護人の人選にあっていた代言人(当会の先輩会員)の一人が弁護を引き受け、正当防衛を理由とする無罪の弁論を行い、無罪判決を勝ち取ったのです。

また、爆発物取締罰則違反被告事件で、治外法権下にあった外国人が唯一の目撃者であったところ、弁護人(当会の先輩会員)らが、治外法権下にある者に対して宣誓させることは困難であるとして公判延期の要求をしたのに、それを容れずに裁判官が閉廷したため、弁護人らが理由を詳細に付した公判再開の請願書を提出したところ、裁判官も弁護人の熱意に動かされて公判を再開し、尋問も実施され、被告人に無罪が言い渡されたということもありました。

治罪法施行後間もなくの時期に、東京の代言人すなわち当会の先輩会員は、数々の成果を挙げていたのです。



新型コロナウイルスのもとで Part2 ~こんな工夫・取り組みをしてきました(会務編)~

〈vol.10〉

新型コロナウイルス禍における消費者教育

会員 北原 尚 (67期)

消費者問題特別委員会消費者教育部会では、長年にわたり学校等に出向いて消費者教育講座を行ってきた。しかし、2020年春、新型コロナウイルスが猛威を振ると、学校等からの出張講座の申込みは激減した。

他方、本年4月の成年年齢下げを間近に控え、消費者教育の重要性はいっそう増しつつあった。そこで、少数ながら申込みがあった講座については、学校側と連携し、校内放送や大講堂で実施するなどの感染対策を講じたうえで、できる限り実施してきた。感染防止の見地から、講師と生徒が近距離で対話をしつつ進めるような双方向型の講義は残念ながら実施困難になったものの、各講師が授業の構成やスライドの作り方、話し方など様々な面で創意工夫をこらし、できる限り一方的な講義にならないよう、新しい講義のスタイルを模索してきた。

このように、新型コロナウイルス禍により、当部会の消費者教育活動は一時的な停滞を余儀なくされた一方で、講義の方法を工夫する契機にもなった。

また、個人的な活動にはなったが、新型コロナウイルス禍の下、講座以外の方法による消費者教育の推進



も試みた。その結果、佐伯理華会員、工藤寛泰会員と私の有志3名で、「マンガでわかる あなたを狙う消費者トラブル40例」(弘文堂)を上梓した(上記画像はその一部)。特にマンガのシナリオを作成する作業には予想以上の手間を要したところ、その際に得た経験などを今後当部会が行う消費者教育講座にもフィードバックしていきたいと考えている。

今年度に入り、出張講座の申込みは回復傾向にある。当部会では、新型コロナウイルス禍の下で実施した講座や講座外での部会員の経験を活かしながら、いっそうわかりやすく、興味を引くような消費者教育を目指して活動を進めていきたい。



こちらから読んでね

合併号ノ夏



東京弁護士会の「同好会制度」

vol.3 「将棋会」のご案内

東京弁護士会将棋会幹事 中嶋 翼 (67期)

1 将棋会の概要

将棋会は、弁護士による将棋同好会です。当会のみならず、一弁、二弁や近隣各県からもご参加いただいています。最近は参加希望者が増え、若手会員や女性会員の数も増えています。会員の棋力も、全国クラスの強豪から初心者まで、幅広く分布しています。

活動の中心は、弁護士会館や将棋会館（千駄ヶ谷）などで開催される年4回の例会です（会費制）。プロ棋士や女流棋士の指導対局、会員同士の自由対局などを行っています。

この他に、初心者・級位者を対象とする「初心者・級位者の会」も、弁護士会館にて定期的に開催しています（参加費無料）。

また、参加希望者を募ってチームを編成し、年2回開催される社会人による大規模な将棋大会「職域団体対抗将棋大会（職団戦）」にも毎回参加しています。

弁護士であること以外に会員資格はないため、弁護士であればいつでも入会可能です。例会ごとの会費で運営しているため、年会費も無料です。

2 例会

例会は、将棋会の活動の中心です。およそ3ヶ月ごとに年に4回開催されます（コロナ禍のため現在は不定期）。

通常は、弁護士会館4階「第2会員室」で開催されますが、将棋会館（千駄ヶ谷）などの外部会場を借り切って開催することもあります。日程は、弁護士会館で開催する場合は平日の午後開催。外部会場で開催する場合は、休日開催です。

例会では、北尾まどか女流二段や片上大輔七段といったレギュラー棋士の他に、ゲスト棋士もお呼びして指導対局をしていただいています。これまでは、特別イベントも含めると、羽生善治九段（永世七冠）、



2015年6月27日開催 囲碁・将棋祭り

渡辺明名人、佐藤康光九段（日本将棋連盟会長）といった数々のプロ棋士にご指導いただいています。

年会費は無料ですが、例会への参加には会費（当日払い、5千円前後）がかかります。プロ棋士の指導料込みの会費ですのでご理解ください。例会終了後は、プロ棋士の先生も交えて、近くの飲食店にて懇親会（参加費別途）を開催して交流を深めています。懇親会へのみの参加も歓迎します。

なお、過去にもLIBRAにて将棋会の紹介をしています。少し情報が古い点もありますが、当会の公式ウェブサイトからLIBRAのバックナンバーを閲覧できますので、興味のある方は2016年8月号、10月号、12月号もご覧ください*1。

3 初心者・級位者の会

この企画は、「有段者が多い場には行きにくい」「ルールを確認しながら少しずつ始めてみたい」「何十年も指していないが再開してみたい」といった方々が楽しく指せる場を設けるものです。

特に初心者の方には手厚くフォローしています。ご希望に応じてルール指導や有段者との駒落ち（ハンデ付き）対局を行っています。初心者同士をマッチングして、有段者が横から適宜アドバイスをする形で練習対局をすることもあります。

*1 : <https://www.toben.or.jp/message/libra/2016/>

コロナ禍の影響でしばらく開催できなかったのですが、近いうちに再開したいと考えています。開催していた頃の参加者層としては、初心者（駒の動かし方は知っている方も含む）が一定数、3級～初・二段程度の一般的なアマチュアのボリューム層が一定数という感じでした。

若手会員からの要望を受けて、多くの方に参加いただけるように平日18時30分を開始時刻としています（21時頃終了予定）。場所は弁護士会館（東京・霞が関）4階「第2会員室」です。途中参加・早退も自由です。若手からベテランまで棋歴・登録年数問わずご参加いただいています。

プロ棋士による指導や会食は設定していませんが、参加費は無料です。

4 職団戦

職団戦は、日本将棋連盟が主催する社会人による大規模な団体将棋大会です。毎年春と秋に行われます。同一職場・団体から5人でチームを組んで出場します。SからFまでの7クラスに分かれます。

弁護士将棋会では、通常3～4チームを編成し、各自の棋力に応じてSクラスからFクラスまで、幅広いクラスに参加しています。例えば2019年4月の第115回大会では、1軍が最上位のS級、4軍が最下級のF級での参加でした。

日本将棋連盟に支払う参加費を頭数で割り勘しているため、参加者1人あたり4千～5千円程度の会費をいただいています。

なお、大会の様子は日本将棋連盟の公式ウェブサイトでも紹介されています*2。



2016年10月 将棋会館対局室にて

コロナ禍のため2020年、21年は中止になっていましたが、2022年4月に職団戦代替大会「職域団体交流将棋大会・2022春」に参加しました。

5 公式ブログ

開催日程の告知や将棋会の案内等のため、公式ブログを開設しています。過去の開催実績も掲載しています。興味のある方はご覧ください*3。

6 将棋会への参加方法

参加ご希望の方は、下記連絡先までご連絡ください。幹事にて名簿に登録し、随時ご案内をメール・リスト・FAXでお送りします。氏名・登録番号・連絡先（メールアドレス・FAX番号）をお伝えください。

弁護士であること以外に会員資格はありません。名簿登録には費用はかかりません（年会費無料）ので、まずは名簿登録をよろしくお願いします。

7 結び

藤井聡太竜王の活躍で各種メディアで将棋が取り上げられる機会が増え、年齢・性別を問わず将棋に興味を持つ人が増えています。新規の方だけでなく、ブームを受けて昔覚えた将棋を再開してみたという方もよく見かけます。

最近ではスマホの将棋アプリでいつでもどこでも将棋を指すことができるようになりましたが、やはり対面の人と人が対局するのが将棋の一番の面白さです。

当将棋会は、新規の方もベテラン将棋ファンも対面で安心して将棋を指せる貴重な機会です。この記事を読んで少しでも興味を持った方は、ぜひ下記連絡先までご連絡ください。

* 2 : https://www.shogi.or.jp/event/2019/04/_115.html

(第115回大会の様子は、全国レベルの強豪も集うS級で参加した当会の1軍チームも写っている)

* 3 : <https://blog.goo.ne.jp/bengoshi-shogi> ※「弁護士将棋会」で検索

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

40期(1986/昭和61年)

一度は体験したい修習生活



会員 高須 順一 (40期)

40期司法修習生は、昭和63年3月に修習を修了しました。したがって、昭和最後の弁護士登録世代となります。昭和の終わりに司法修習を終え弁護士となり、平成の30年間を弁護士として生き、令和の時代を迎えたこととなります。

修習時代は、なんといってもバブル景気が真っ只中の時代でした。世の中全体がバブルに湧き、若者にも寛容な時代でした。さらに、修習期間が2年間であり、何をするにも余裕がありました。修習1年目の最初の4ヶ月が前期修習、その後の16ヶ月が実務修習、そして修習2年目の最後の4ヶ月が後期修習でした。前期・後期の各修習は文京区湯島の司法研修所での修習でした。午前中に授業が一つ、午後も授業が一つで3時10分には研修所を退出することができました。もちろん、即日起案当日は頭をフル回転しなければならないとか、後期修習は2回試験のプレッシャーが半端ないなどの個別要因はありましたが、まあそうは言っても全体としてゆったりしていました。

私たちはこの恵まれた生活をさらに享受しようとして、午後の授業が大講堂で行われるようなときには、これをパスして一足先に家に帰る方法を真摯に検討しました。この努力は研修所事務局の用意周到な対応によって阻まれましたが、私たちはこの努力と挫折を通じて、コンプライアンスの重要性を理解しました。また、私たちは3時10分に帰れることの利益を満喫するために、少しでも早く酒を飲む術を模索しました。幸い湯島界隈には気の利いた飲み屋が数多くあり、起案等のない日には3時30分には開店するなどのサービスに努めてくれました。もちろん、そのために私たちのスケ

ジュールを正確に伝えたことは言うまでもありません。こうして相互扶助の精神を学ぶことができました。

研修所での生活は十分に楽しいものでしたが、実務修習での16ヶ月は、より大きな充実感を味わうことができました。私は茨城県の水戸で修習を行いました。検察修習では共同生活の一体感を存分に味わうことができました。その後の刑事裁判及び民事裁判修習では、裁判官との触れ合い、そして、目の当たりにした現実の法廷での事件の有り様を通じて、法を適用することの現実とその必要性を学ぶことができました。法律家は単なるロマンチストでは務まらない仕事であることを実感しました。さらには、裁判所という役所での生活を通じて、大人になるということを学んだ気がします。最後は弁護修習でした。よく弁護修習で酒の飲み方を教わったといいますが、それ以上のものを教わったと私は思っています。

弁護士として一生を全うすることを決心したのがこの実務修習においてです。そして、この決心は、弁護士登録35年を迎えた現在も些かも揺らいでいません。平成16年以来、法科大学院の専任教員を務め、その法科大学院の法務研究科長（法科大学院長）職も5年目に入りましたが、どれだけ法科大学院の生活が多忙であろうと、そして、立法作業に関与することや著述作業が多くなっていようとも、自分が弁護士であるということは決して失うことのない私自身のアイデンティティだと思っています。

弁護士として生きることの原点が、楽しかった修習時代にありました。そのことが今も懐かしく思い出されます。

意見陳述という原点

会員 松田 亘平



私は弁護団活動に参加する機会をいただいている。参加した弁護団はいずれも公共性が強い訴訟を担っており、活動にやりがいを感じている。

弁護団事件において特徴的だと思うのは、意見陳述が行われる点である。意見陳述とは、原告本人や原告代理人が、口頭弁論期日において、当該訴訟に関する意見を述べる行為である。書面陳述・証拠提出等に続いて行われ、20分程度を与えられることが多い。意見陳述では、原告は、これまで受けてきた被害や当該訴訟にかけられる思い等を述べ、代理人は、当該期日に提出した書面の要旨等を述べる。

幸運なことに、私は何度か意見陳述を担当する機会に恵まれた。その経験を通じて、意見陳述は、公共訴訟において必要不可欠であると感じている。私の恣意的な整理になるが、原告意見陳述と代理人意見陳述は、以下の重要な役割を果たしているからである。

まず、原告意見陳述は、訴訟の早い段階で、原告が自らの言葉で裁判所に語ることを可能にする。そのような機会は、通常の訴訟では尋問の時まで訪れない。公共訴訟においてもこのような進行であれば、審理が当該訴訟の社会的意義を踏まえたものになりうるか疑問である。加えて、公共訴訟は現在進行中の被害を扱うため、審理中に新たな被害が発生することがある。原告がその時々的心情を語ることは、審理をより被害実態に即したものに思われる。

また、代理人意見陳述は、傍聴人を含む公衆が当該訴訟への理解を深めることを可能にする。近時、期日報告会の公開に加え、書面のインターネット上での公開も増えてきた。もっとも、公衆が書面に感

じるハードルは依然として高い。これに対し、代理人意見陳述は、裁判所の前で語られることを前提としているので、傍聴人にとって比較的理解しやすい文章によって構成される。当該訴訟を傍聴していない公衆も、代理人意見陳述の内容が報道・公開されることで、当該訴訟への理解を深めることができる。

実際、弁護団は、意見陳述に心血を注いでいる。期日での限られた時間を最大限に活かすため、打合せや推敲を繰り返し、原告の想いや弁護団の主張を端的に表現する言葉を探し出す。その作業は、肉を削ぎ落として骨を探り当てるようなものであり、時には痛みを伴う。こうして組み立てられる意見陳述は、さながら骨格標本のようなものである。それが精緻であればあるほど、裁判所の審理や社会の議論をより正確な方向に導くであろう。

このように重要な役割を果たす意見陳述であるが、民事訴訟法・民事訴訟規則には規定がない。おそらく、戦後の裁判闘争のなかで事実上勝ち取られてきたものと思われる。しかし、意見陳述が法的根拠を持たないという現状は、あるべき法制度の姿なのだろうか。個人的には、現在行われている意見陳述の法制化を検討してもよいと考えている（もちろん法制化にはデメリットもあるだろう）。

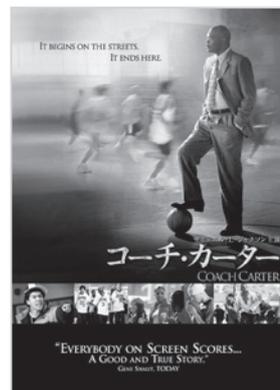
私はよく、原告代理人席の隅の方から意見陳述を拝聴している。ストレートに心に響く原告意見陳述や、簡潔で力強い先輩弁護士の意見陳述に接する度に、いつかこのような素晴らしい意見陳述ができるようになりたいと強く思う。意見陳述は、私の弁護士人生の原点である。

『コーチ・カーター』

2005年／アメリカ／トーマス・カーター監督作品

恐れているもの

会員 飯嶋 太郎 (73期)



「コーチ・カーター」
DVD: 1,572円(税込)
発売元: NBC ユニバーサル・
エンターテインメント

1 「恐れているものは何か」

弱小バスケットボール部のコーチに就任したカーター。同校の学生は大半が大学に進学できず、生活態度も荒れていた。そこでカーターは部員たちに対し学業との両立を約束させ、身だしなみや言葉遣いも正すよう徹底して指導した。そんな中、部内で一番の問題児である部員クルーズに向けて、カーターは何度も同じ問いを発し続けていた。それが「恐れているものは何か」であった。

自分ならどう答えるだろうか。失敗すること。負けること。馬鹿にされること。怒られること。無力であると知ること。。。

カーターからのこの問いに対し、クルーズは何も答えられずにいた。学外では犯罪に手を染め、何度も退部と復帰を繰り返すといった問題行動ばかり起こすクルーズに対し、カーターが何度も何度も同じ質問をした意図はなんだったのか。

2 カーターは、部員たちの担任教師に対し一定期間ごとに部員たちの成績を開示するよう求め、部員たちが当初カーターとの間で合意した学業成績を下回ると、合意した成績に上がるまで体育館を封鎖し、練習の中止はおろか試合すらも棄権をするといった行動に出る。一見やりすぎともとれるこの行動の裏には、部員たちがバスケットボール選手である前に学生であるため最低限の学力を身に付けさせ、また同校の学生たちが統計的に犯罪に巻き込まれる確率が高いため規律を遵守することの大切さを体感させるといった意図があった。

はじめは部員たちからも反感を買いチームは崩壊しかけたが、次第に部員たち自身がカーターの意図をくみ取り、最終的には自発的に勉学に励むように

なった。また、チームとしても勝ち星を積み重ね、上位ブロック大会に出場するなど強豪校へと成長していった。カーターが率いた弱小チームは強豪校へと変化し、それまで子供であった部員たちは大人へと成長したのである。

3 さて、大人へと成長したクルーズはカーターからの間に対し次のように答えた。

「俺たちが恐れているものは、自分たちの計り知れない力だ。自分の闇ではなく、輝きが怖い。でも、周囲の人を不安にさせないように自分の輝きを隠してはダメだ。俺たちは光り輝くべきなんだ。俺たちが明るく輝けば、みんなも明るく輝く。恐れから解放されれば、みんなの恐れを消し去ることができる」

「恐れ」という言葉からは消極的・否定的な言葉が連想されがちであるが、驚くべきことにクルーズが恐れていたのは自身の「輝き」であった。

クルーズの回答は「一隅を照らす」という最澄の言葉にもあてはまるようだ。どのような環境においても与えられた環境でひたむきに努力を惜しまず自分の役割を全うする。この謙虚な心こそ宝であり、大切にすべきである。そういった意味が込められている。

4 この映画を私が初めて観たのは高校生のとき。当時はまさにクルーズたちと同じ立場であった。次に観たのは高校陸上部の外部コーチとして委嘱を受けたとき。このときはカーターと同じ立場であった。そして今。どちらの立場も経験し、弁護士としてクライアントを目標達成に導くいわばコーチとしてひたむきに自分の役割を全うしている。一隅を照らす存在となるべく光り輝いている。



波乗りのススメ

会員 高山 聡一郎 (67期)

皆様はサーフィンにご興味ありませんか？

最近では、2021年の東京オリンピックでオリンピック種目となり、いきなり日本代表の五十嵐カノアさんが銀メダル、都筑有夢路さんが銅メダルを獲得しました。

私は大学生時代にサーフィンを始め、現在も続けています。下手の横好きではありますが、今回はこの紙面をお借りしてサーフィンについて語りしたいと思います。

1 サーフィンを始めるには何を準備すればいい…？

気合いと根性で足りません。サーフボード、ウェットスーツはレンタルがあるので、いきなり準備する必要はありません。弁護士仲間を海にお誘いして行くこともしばしばありますが、気合いと根性とバスタオルだけ持参してもらっています。

2 サーフィンは夏のスポーツ…？

気合いと根性があれば冬でも楽しむことができます。ちょっと専門的な話をすると、夏は太平洋高気圧の張り出しによるウネリが外房に届き波を生みますが、台風のウネリが入ってきたときは波は崩れ、海は荒れ放題です（昨年の東京オリンピックがまさにそうでした！）。一方冬は、太平洋から強いウネリが入ってきても、西高東低の気圧配置から生じる西風が抑え込み（オフショアというやつです）、形を整えます。ようはキレイな波が立つということです。さらに夏は人が多いですが、冬は気合いと根性がある人しか海に入らないので空いています。なので、夏のスポーツだと思われるサーフィンですが、実は冬にやると最高なのです！

3 サーフィンは難しい…？

私がこれまでチャレンジしたスポーツの中で最も難しいです。

そもそも板切れ1枚で水面を走るという点に無理があります。世界で初めてサーフィンをした人は何を思ってチャレンジしたのでしょうか（笑）。安定の悪い水面に

立つ、そして走る（時には飛ぶ）、その水面は波なので動いている…とくれば、それは難しいに決まっています。よく「立てますか？」と聞かれますが、立つこと自体大変です。しかし、その分立てた時の感動が凄いです。私は幸運にも初めてのサーフィンで立てたのですが、それでハマってしまい、帰りにはサーフボードを購入していました。難しいことは楽しいことであり、チャレンジしない理由にはならないですね！

また難しい（うまくならない）理由として環境が厳しいという点があります。自然を相手にするスポーツなので、波がない日や波が大きすぎる日があります。やりたくてもできないということがあるわけです。また、サーフィン場やサーフィン練習場があるわけではありません（人工サーフィン場は除く）。いい波が立てば、プロもセミプロも初心者も老いも若きも、みんな同じ海に入り、波を取り合うわけです。いい波にたくさん乗らないとうまくはならないのですが、それも競争があって大変なのです。

4 まとめ

ということで、難しくもやりがいがある今旬なスポーツがサーフィンなのです。

弁護士でサーフィンをしている人にはあまりお目にかかりませんが、自然に触れ、波に揉まれ、全体力を使い果たせば、嫌なこともつらいことも吹き飛びます。気合いと根性を胸に、海にくり出しましょう！



国民審査の在外投票を認めない国民審査法を違憲とした 最高裁大法廷判決についての会長声明

2022年5月25日、最高裁大法廷は、最高裁裁判官の国民審査について定めた最高裁判所裁判官国民審査法（以下「国民審査法」という。）が在外国民の審査権を認める規定を欠いていることを違憲とする判決を言い渡した。長年に亘る立法府の怠慢が国民の権利を正当な理由なく奪い続けてきたことを厳しく指摘した画期的な判決である。

本判決は、憲法が最高裁に最終審としての違憲審査権を認めていることに言及した上、国民審査制度を、このような最高裁の地位と権能に鑑みて設けられたものであり、主権者である国民の権利として審査権を保障しているものと位置づけるとともに、国民主権の原理に基づいて憲法に明記された主権者の権能の一内容である審査権は、選挙権と同様の性質を有し、憲法は、選挙権と同様に、国民に対して審査権を行使する機会を平等に保障していると明確に述べた。そして、国民の審査権またはその行使を制限することは原則として許されず、制限にはやむを得ないと認められる事由がなければならず、やむを得ない事由とは、そのような制限なしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められることを要するという厳格な判断枠組みを示し、本件ではそのような事由は認められないとした。

国民審査制度は最高裁に対する民主的コントロールの手段として重要な意味を持ち、国民による公務員の選定罷免権（憲法

第15条第1項）の現れである。違憲審査権の行使により国家行為の合憲性をコントロールすべき最高裁裁判官の権能の重要性に鑑みれば、憲法が国民審査制度を設けている以上、憲法に「国民審査権」という文言自体はなくても、国民の審査権は憲法上の権利として平等に保障されているというべきである。本判決は、このような当然の事理を明快に論じ、これに反する国の主張を完全に退けた点で、極めて大きな意義を有する。

とりわけ、本判決が国民審査制度の趣旨として最高裁の違憲審査権に触れたことは、注目に値する。最高裁の違憲審査権は、日本の根本法である憲法をその違反や破壊から守る憲法保障・立憲主義の最重要手段である。最高裁が、いま、自身の違憲審査権の重要性に言及したことを、国は真摯に受け止め、まずは本判決が違憲と判断した点についての国民審査法の改正を急務とすべきである。

当会は、国民審査制度の意義の正しい解釈を示した本判決を高く評価するとともに、最高裁が、本判決で示した自身の違憲審査権の意義を見失うことなく、憲法保障及び立憲主義の観点から、憲法が与えた権限を今後も適切に行使することを期待するものである。

2022(令和4)年5月31日
東京弁護士会会長 伊井 和彦

ウクライナ避難民保護を名目とする入管法改定案の再提出に反対する会長声明

本年2月24日のロシアによるウクライナ侵攻以降、ウクライナから逃れてきた人たちの日本への受け入れが進められている。そのさなか、岸田内閣総理大臣は、4月13日、参議院本会議において、ウクライナ避難民の受け入れ対策として「難民条約上の理由以外により迫害を受ける恐れのある方を適切に保護するため、法務省で難民に準じて保護する仕組みの検討を進めている」と述べ、また、古川法務大臣も、同月19日の会見において、「法務省としては、同法案（入管法改定法案）の一部のみを取り出すのではなく、現行法下の課題を一体的に解決する法整備を進めてまいる所存です」と述べた。これらの発言からは、政府が、ウクライナ避難民保護を名目として、昨年廃案となった入管法改定法案（政府案）を修正しないまま再提出することが強く懸念される。

しかし、そもそも政府案は、3回以上の難民認定申請を行った者について、手続中であっても強制送還することができるようにする条項（いわゆる強制送還条項）や、退去命令に従わない人に刑罰を科すという送還忌避罪（退去命令違反罪）の条項の新設を含んでおり、国境を超えた人権擁護システムである難民保護に逆行するばかりか、日本政府が間接的にせよ、他国による迫害に加担する事態すら招きかねないという点で、容認できない内容を含んでいる。これらの問題性については、当会も、2021年3月8日及び同年5月17日の会長声明において指摘したところであり、これらの点が改善されないまま、ウクライナ避難民保護を名目として、政府案が再提出されることは許されない。

また、今回、日本政府は、ウクライナから逃れてきた人たちを、敢えて「難民」とは異なる「避難民」と呼び、難民条約上の「難民」（条約難民）に該当しないということを議論の前提としつつ、政府案の「補完的保護対象者」認定制度（「準難民」制度）によることで、この人たちを「難民に準じて」保護することができるように説明している。

しかし、日本政府は、条約難民の要件の一つである「迫害を受けるおそれ」について、迫害を受ける人が迫害主体から個別的

に把握されていることを要すると極端に狭く解釈しており（個別的把握説）、この解釈を理由に、国際基準に従えば保護されるべき人々であっても、保護を与えていない。そして、政府案は、「準難民」制度についても、「迫害を受けるおそれ」要件を定めているから、個別的把握説を改めなければ「準難民」にも該当しないことになる。

このように、政府案及び政府解釈によれば、ウクライナから逃れてきた人たちを保護することはできないにもかかわらず、あたかも、政府案によってウクライナから逃れてきた人たちの保護が可能になるかのように説明することは、政府案の再提出へと議論を誤導しかねないものであり、市民社会に向けた説明として妥当性を欠く。

翻って、ウクライナから逃れてきた人たちの保護は、難民条約によって可能である。この点、日本政府は、難民条約を狭く解釈し、紛争から逃れてきた人たちは、同条約が規定する5つの迫害理由（人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること、政治的意見）のいずれにも当たらないとしているが、同条約の解釈に関する国際的なガイドラインに従えば、紛争から逃れてきた人たちを条約難民として保護することは十分に可能である。

ウクライナをはじめとする、紛争から逃れてきた人たちを保護すべきことは、人権擁護の観点からは当然の結論である。しかし、政府案では保護につながらないどころか、かえって、「難民鎖国」と批判されている日本の現状をさらに悪化させるおそれがある。当会は、2020年1月14日付け意見書において難民保護のあるべき制度を提案してきているが、まさに、今、必要とされるべきは、難民条約について日本政府が誤った解釈を改めることであり、政府案の再提出ではない。

当会は、ウクライナ避難民保護を名目とする、強制送還条項などを含む入管法改定法案の再提出に、改めて、強く反対する。

2022(令和4)年6月2日
東京弁護士会会長 伊井 和彦